

# 東京都男女平等参画推進 総合計画事業一覽(庁内)

様式 1 - 1 平成30年度東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( ) 書きはH30所管
<b>領域 I 働く場における女性の活躍</b>						
<b>① 均等な雇用機会と女性の職域拡大・登用促進</b>						
<b>ア. ポジティブ・アクションの推進</b>						
1	男女雇用平等参画状況調査	基本条例第13条「事業者からの報告」の規定を踏まえて、事業者に対し、雇用の場における男女平等に関する実態調査を実施し、今後の男女平等施策に活用します。	「改正育児・介護休業法への対応等 企業における男女雇用管理に関する調査」 対象：都内30人以上の事業所 13業種 2,500事業所 男女労働者 5,000人	(1、3、8、9を含む)		産業労働局
2	事業者団体との連絡会等	「事業者からの報告」等を踏まえた情報提供をはじめ、参画促進のための助言、意見交換を行います。	労働情勢懇談会の開催			産業労働局
3	職場における男女平等の推進	女性の能力活用や職域の拡大等、企業における女性の積極的な活用のための取組である「ポジティブ・アクション」の普及啓発を行います。	ポジティブ・アクションの普及啓発 (「男女雇用平等セミナー」等)	(1、3、8、9を含む)	再掲	産業労働局
		関係法令や女性の活用事例等について、事業主や企業の担当者を対象としたセミナー等を行い、企業の取組を支援します。	事業主向け「均等法セミナー」 年2回 計300人			産業労働局
4	女性の活躍推進事業	女性の活躍推進に意欲のある中小企業のモデルとなる取組等を支援し、広く発信します。	29年度終了			産業労働局
5	女性の活躍推進人材育成事業	中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の中心となる人材に対し研修を実施し、修了者を「女性の活躍推進責任者」として設置した企業に奨励金を支給します。また、推進責任者に対しフォローアップを行うとともに女性の活躍推進法に定める一般事業主行動計画の策定に係る一定の取組を行った企業に奨励金を支給します。さらに推進責任者、中小企業で働く女性従業員それぞれの交流会を実施します。	29年度終了			産業労働局
6	女性の活躍推進等職場環境整備事業	女性の採用・職域拡大等やテレワークなど多様な勤務形態実現に向けた環境整備に係る経費を助成することにより、中小企業における職場環境の整備を推進します。※（公財）東京しごと財団に基金を造成して実施	補助上限：5,000千円 (30年度から「テレワーク活用・働く女性応援事業」に事業名変更)			産業労働局
301	女性の活躍推進加速化事業	職場における女性の活躍推進の中心となる者に対して、取組を推進するための実践的な知識の付与や、企業間・従業員間交流の機会を提供するとともに、責任者の設置、行動計画の策定、計画に定めた目標達成までのプロセスを支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の活躍推進スタートアップ研修 139社</li> <li>女性の活躍推進フォローアップ研修 48社</li> <li>女性の活躍推進スピードアップ研修 25社</li> </ul>			産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( )書きはH30所管
7	公共調達を通じた女性活躍の支援	女性の就業環境の整備を促進するため、公共工事・業務委託等の総合評価方式の政策的評価項目として、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）などを加点項目に設定します。 都が施工する主要な建設工事において、女性専用の水洗洋式トイレや更衣室の現場事務所への設置を義務化します。	・総合評価方式における加点項目の設定 総合評価方式を適用する公共工事及び業務委託の発注を通じて実施  ・現場事務所への女性専用トイレや更衣室の設置 主要な建設工事の発注を通じて実施			財務局・各局
329	建設業における女性活躍推進事業	○女性技術者対象 建設業界で働く女性の活躍推進について広く情報発信するとともに、提言を行うため、セミナー等を開催します。  ○女子学生対象 将来の担い手となりうる学生等へのPRのため、学生向けイベントに参加します。（ブース出展）	○東京都建設業女性活躍セミナーの開催（1回） テーマ：女性が働きやすい環境整備や現場改善の事例、インフラ整備の魅力などについて 来場者数：約200人  ○将来の担い手となりうる学生等へむけたPRイベントへの出展（1回） 来場者数：約250人			建設局
<b>イ. 雇用機会均等に関する普及啓発</b>						
8	資料の発行・整備	雇用の分野における男女平等参画を推進するため、男女雇用平等に関する資料を発行します。	「働く女性と労働法」 8,000部 「雇用平等ガイドブック」 15,000部	(1、3、8、9を含む)	再掲	産業労働局
9	職場における男女平等の推進	男女雇用機会均等法の一層の定着を図り、雇用の場における男女の均等な機会と待遇を促進するために、事業主や男女労働者に対して男女雇用平等に関する啓発活動を実施します。	事業主向け「均等法セミナー」年2回 計187人 (No.3一部参照) 男女雇用平等セミナー 12回	(1、3、8、9を含む)	再掲	産業労働局
<b>② 女性の就業継続やキャリア形成</b>						
<b>ア. 働きやすい雇用環境整備などによる職場における女性の活躍推進</b>						
10	いきいき職場推進事業	「ライフ・ワーク・バランス認定企業」の認定 従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「認定企業」として認定し、広く公表します。 「ライフ・ワーク・バランスフェスタ」の開催 九都県市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して「働き方の見直し」について広く社会に対し発信します。	認定企業 11社  30年度から、ライフ・ワーク・バランスフェスタは、ライフ・ワーク・バランスEXPO東京として「ライフ・ワーク・バランス普及促進事業」で実施			産業労働局
11	雇用環境整備推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。	研修 18回 専門家派遣 延442回 奨励金 267社			産業労働局
12	東京次世代育成企業支援事業（登録制度）	(1)次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、家庭生活と仕事の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。  (2)企業の両立支援全般に対する取組や一般事業主行動計画の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。	登録企業の取組を公表 29年度新規受付終了  29年度終了			産業労働局  産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( ) 書きはH30所管
13	仕事と介護の両立推進事業	介護と仕事の両立を推進するため、シンポジウム・相談会の開催による意識啓発やポータルサイトの運用による企業や労働者に向けた情報提供を行います。また、介護と仕事の両立に係る相談窓口により企業・労働者個人の実情に応じた助言のほか、必要に応じて専門機関の紹介等を行います。	29年度終了 (30年度から「家庭と仕事の両立支援推進事業」実施)			産業労働局
14	中小企業従業員融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中、子育て期間中、介護休業中又は要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方に、子育て費用や介護費用、育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。	・中央労働金庫及びび都内信用組合を通じて実施 ・限度額 100万円以内			産業労働局
15	女性の活躍推進事業	女性の活躍推進に意欲のある中小企業のモデルとなる取組等を支援し、広く発信します。(再掲 No.4参照)	29年度終了		再掲	産業労働局
16	女性の活躍推進人材育成事業	中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の中心となる人材に対し研修を実施し、修了者を「女性の活躍推進責任者」として設置した企業に奨励金を支給します。また、推進責任者に対しフォローアップを行うとともに女性の活躍推進法に定める一般事業主行動計画の策定に係る一定の取組を行った企業に奨励金を支給します。さらに推進責任者、中小企業で働く女性従業員それぞれの交流会を実施します。(再掲 No.5参照)	29年度終了		再掲	産業労働局
17	女性の活躍推進等職場環境整備事業	女性の採用・職域拡大等やテレワークなど多様な勤務形態実現に向けた環境整備に係る経費を助成することにより、中小企業における職場環境の整備を推進します。 ※(公財)東京しごと財団に基金を造成して実施(再掲 No.6参照)	補助上限: 5,000千円 (30年度から「テレワーク活用・働く女性応援事業」に事業名変更)		再掲	産業労働局
18	パートアドバイザー制度	パートアドバイザーが事業者を訪問して、パートタイム労働法を始めとする関係法令の普及啓発、パートタイム労働者の雇用管理についてのアドバイスを行います。	・非正規雇用アドバイザー 労働相談情報センター本所、5事務所 計7名 ・巡回目標件数 年3209件 (30年度から「非正規雇用アドバイザー制度」に名称変更)	(18、19、20、43、254を含む)		産業労働局
19	労働相談	労働相談(東京都ろうどう110番) 労働相談情報センターにおいて、パート・派遣労働者等の相談に応じます。	労働相談情報センター本所、5事務所 電話相談(随時)、来所相談(予約制)	(18、19、20、43、254を含む)	再掲	産業労働局
20	非正規雇用に関する法令等普及啓発事業	(1)パート・派遣・契約社員等電話総合相談会 労働相談情報センターの労働相談担当職員により、パート・派遣・契約社員等の労働条件などについて、電話相談を受け付け、労働条件の向上を図ります。	電話相談 年1回 2日間	(18、19、20、43、254を含む)	再掲	産業労働局
		(2)普及啓発資料の発行 パート・派遣・契約社員等の適正な雇用管理と労働条件の改善を図るため、パートタイム労働者等に関する基本的な事項をわかりやすくまとめた普及啓発資料を作成します。	「パートタイム労働ガイドブック」 23,000部			

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( )書きはH30所管
302	ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	企業におけるライフ・ワーク・バランスの推進に関する取組をより促進させるため、年間を通じた効果的な広報を実施するとともに、多様なニーズ、課題に応える総合展「ライフ・ワーク・バランスEXPO(仮称)」を実施する。	ライフ・ワーク・バランスEXPO東京 H31. 2開催			産業労働局
303	女性の活躍推進加速化事業	職場における女性の活躍推進の中心となる者に対して、取組を推進するための実践的な知識の付与や、企業間・従業員間交流の機会を提供するとともに、責任者の設置、行動計画の策定、計画に定めた目標達成までのプロセスを支援する。(再掲No.301参照)	・女性の活躍推進スタートアップ研修 139社 ・女性の活躍推進フォローアップ研修 48社 ・女性の活躍推進スピードアップ研修 25社		再掲	産業労働局
304	家庭と仕事の両立支援推進事業	家庭と仕事の両立推進に向けて、法定以上の両立支援策等を実践している企業を広く紹介するとともに、介護と仕事のポータルサイトをリニューアルし、情報を総合的に提供する。合わせて、介護と仕事の両立について、シンポジウムの開催による意識啓発を行うと共に、専門家が電話やメールにより助言するヘルプデスクの運営を行う。	家庭と仕事の両立支援推進企業の登録 年間34社 介護と仕事の両立推進シンポジウムの開催 年1回 家庭と仕事の両立支援ポータルサイトの運営 とうきょう介護と仕事の両立応援デスクの運営			産業労働局
305	働く人のチャイルドプランサポート事業	企業の人事労務担当者等に、不妊治療と仕事の両立に必要な知識を付与する研修を実施するとともに、不妊治療と仕事の両立支援に関する制度を整備した企業に対し奨励金を支給し、両立の取組を促進する。	研修 326人 奨励金 上限40万円 実績93社			産業労働局
306	働くパパママ育休取得応援事業	従業員に希望する期間の育児休業を取得させ復帰させた企業への支援、男性の育児休業取得奨励といった支援を行うことで企業の職場環境整備を推進する。	働くママコース 規模 17件 金額 1,250千円 働くパパコース 規模 31件 金額 250千円～3,000千円			産業労働局
21	職業訓練の実施	都立職業能力開発センター等において、求職者を対象として就職に必要な知識・技能を習得できるよう職業訓練を実施するとともに、在職者を対象にしたキャリアアップのための短期訓練も行います。また、資格取得や訓練内容等の情報提供の充実を図ります。	職業能力開発センター・校、国立・都営の東京障害者職業能力開発校で実施 13か所 求職者向け：入校4,715名 (施設内訓練 2,926名) (委託訓練 1,789名) 在職者向け：受講14,592名			産業労働局
<b>イ.働く女性のキャリア形成意識の醸成、悩みや不安の解消を進める取組</b>						
22	キャリアデザイン意識の醸成	若者の将来を見据えたキャリアデザイン意識の醸成を図るため、大学生向け教材「キャリアデザインコンテンツ」の普及について、さらに対象を広げて実施していきます。	より活用しやすい「キャリアデザインコンテンツ」への改修 ・HPのリニューアル ・柔軟に活用できるメニューの作成			生活文化局
23	女性・青年農業者育成対策	東京農業の将来の担い手を確保・育成するため、担い手育成に意欲的な都内の先進的農業者を指導農業者として認定し、東京都農林水産振興財団(東京都青年農業者等育成センター)が行う農業技術研修等の講師として農業技術・経営手法等の継承を行います。また、若手女性等の新規参入を促進するとともに女性農業者の組織化や活動を積極的に支援します。	指導農業者の認定 12名 農業体験研修 2回 農業技術研修 3回 女性向け農業ツアー 2回 女性農業者交流会 4回 女性農業者活動PR 4回			産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( )書きはH30所管
24	農業改良特別指導	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、農業経営の安定・発展を図るため、男女共同参画に関する普及啓発、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修等を実施します。	とうきょう農業女性活躍推進会議 1回  女性農業者活躍推進講座 15回 (うち、先進事例視察研修 3回)  女性農業者経営能力向上支援(優良先進事例視察研修)1回 東京都農業・男女共同参画フォーラム 1回			産業労働局
25	働く女性への支援	仕事と子育ての両立等に向け、悩みや不安を解消する講座やワークショップ及び講演会を開催し、夫婦の協力による子育てもテーマとして、男性の意識改革にもつなげます。	就業継続(開催回数:4回)及び起業(開催回数:2回)のための講座及びワークショップの開催	(74、88、97、98、129、134、147、148、149を含む)		生活文化局
331	建設業における女性活躍推進事業	○女性技術者対象 建設業界で働く女性の活躍推進について広く情報発信するとともに、提言を行うため、セミナー等を開催します。  ○女子学生対象 将来の担い手となりうる学生等へのPRのため、学生向けイベントに参加します。(ブース出展)	○東京都建設業女性活躍セミナーの開催(1回) テーマ:女性が働きやすい環境整備や現場改善の事例、インフラ整備の魅力などについて 来場者数:約200人  ○将来の担い手となりうる学生等へむけたPRイベントへの出展(1回) 来場者数:約250人		再掲	建設局
<b>ウ. 保育サービスの充実</b>						
26	保育サービスの拡充	認可保育所や認証保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、地域のニーズに応じた多様な保育サービスの整備を推進します。	国の保育所等整備交付金ほか、都独自の「待機児童解消区市町村支援事業」により、保育所等の施設整備にかかる事業者及び区市町村の負担を軽減			福祉保健局
27	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の整備を推進します。主に駅前に設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型があります。	A型 143 か所、B型 18か所			福祉保健局
28	認証保育所に対する税制支援	認証保育所の設置を税制面から支援するために、不動産取得税、区部の固定資産税・都市計画税及び事業所税を減免します。	・不動産取得税 土地1件、家屋1件 ・固定資産税・都市計画税(23区) 土地620件、家屋621件、償却資産218件 ・事業所税 35件			主税局
29	私立幼稚園等における預かり保育の推進	私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かる場合に、その経費の一部を補助します。	私立幼稚園預かり保育推進補助:547園  私立幼稚園等一時預かり事業費補助:186園			生活文化局 生活文化局
30	認証保育所の指導監督等	認証保育所の質の確保・向上を図るため、事業者に対する指導を実施します。	・現地確認 18か所 ・開設後運営指導 18か所			福祉保健局
31	認可外保育施設に対する巡回指導強化事業	認可外保育施設に対する巡回指導チームを編成し、指導体制を強化することによって、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童の安全・安心及び保護者の安心を確保をします。	(平成30年4月1日現在) ベビーホテル 551か所 事業所内保育施設 298か所 院内保育施設 171か所 その他施設 152か所 認証保育所 610か所			福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( )書きはH30所管
32	認証保育所等研修事業	認証保育所等の質の確保・向上を図るため、認証保育所施設長及び中堅職員、家庭的保育者、認可外保育施設職員等に対する研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証保育所施設長研修 年間300名</li> <li>・認証保育所中堅保育士研修 年間300名</li> <li>・家庭的保育者研修（認定研修 年間50名、現任研修 年間120名）</li> <li>・病児・病後児保育研修 年間20名</li> <li>・病児・病後児保育（訪問型）研修 年間20名</li> <li>・認可外保育施設職員テーマ別研修 年間7,000名</li> </ul>			福祉保健局
33	認可外保育施設利用支援事業	待機児童の解消に向けて、区市町村が実施する認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部を補助することにより、認可外保育施設の利用者を支援するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上を図ります。	19,809人			福祉保健局
34	待機児童解消に向けた税制支援	民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援するため、区部において、保育所等のために有料で貸し付けられた土地のうち、一定の要件を満たすものについて、固定資産税及び都市計画税を5年間減免します。	固定資産税・都市計画税（23区） 土地 62件			主税局
35	認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園の整備を推進します。	開設準備経費補助（国制度） 5施設 （国制度の対象にならない場合は子供家庭支援区市町村包括補助事業で対応）			福祉保健局
		就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。	開設準備経費等への補助：4園			生活文化局
		就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。	区市町村立の幼稚園が認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く）として認定を受ける場合、条例、規則の変更等を都教育庁へ届出することとなっている。認定を受けた公立幼稚園は、幼稚園型認定こども園の3園（平成31年4月1日現在）である。			教育庁
36	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、全ての子供と家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。	全市町村 39か所			福祉保健局
37	延長保育	就労形態の多様化等による延長保育のニーズに対応するため、認可保育所等において11時間の開所時間の前後に行う延長保育の充実を図ります。	2,856か所 一般型（保育短時間認定）669か所 一般型（保育標準時間認定）2,185か所 訪問型（保育短時間認定）0か所 訪問型（保育標準時間認定）2か所			福祉保健局
38	病児保育事業費補助	保育所に通所中の児童等が病中又は、病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期に、その児童の一時預かりを行う病児・病後児保育の充実を図ります。また、保育中に体調不良となった児童への緊急対応の充実を図ります。	病児・病後児対応型事業 150か所			福祉保健局
			体調不良児対応型事業 72か所			福祉保健局
			非施設型（訪問型）事業 0か所			福祉保健局
39	院内保育施設の支援	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。	120か所			福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( ) 書きはH30所管 福祉保健局
307	ベビーシッター利用支援事業	待機児童の保護者や、育児休業を1年間取得し復職した保護者が、保育所等への入所決定までの間、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を区市町村と連携して助成します。	月上限305,600円			
40	都立病院・公社病院における病児保育事業の実施	区市から事業を受託し、病院内に設置する病児・病後児保育室において保育が可能な病気の児童を預かり、一時的に保育を行います。	以下のとおり実施 都立病院 (1カ所) ・墨東病院 平日8時30分～18時00分 (土・日・祝・年末年始除く) まで 定員4名、利用料2,000円  東京都保健医療公社 (2カ所) ・多摩北部医療センター 月～金8時00分～18時00分 (土・日・祝・年末年始除く) まで 定員4名、利用料1日2,500円、4時間まで1,500円 ・東部地域病院 平日8時30分～18時00分 (土・日・祝・年末年始除く) まで 定員8名、利用料2,000円 ・東部地域病院【平成31年2月1日 新規開設】 平日8時30分～18時00分 (土・日・祝・年末年始除く) まで 定員8名、利用料2,000円			病院経営本部
41	企業による保育施設設置支援事業	育児中の女性が活躍できる職場環境が整備されるよう、企業による保育施設設置の相談やPRを行います。	・企業内の保育施設の設置等に関する相談窓口 ・企業内保育施設設置セミナー 年8回 ・保育施設設置企業見学会 年5回 ・企業主導型保育施設共同利用情報提供WEBサイト			産業労働局
42	企業主導型保育施設設置促進事業	企業主導型保育施設の設置を促進するため、国の補助対象外となる開設時の備品購入に要する経費に対する補助を行います。	交付決定 83件			産業労働局
332	院内保育の地域開放	職員の福利厚生として都立病院内に設置・運営している保育室 (認可外保育室) において、空き定員の一部を地域開放します。	駒込病院保育室 (認可外保育室) において地域開放を実施			病院経営本部
<b>③ 職場におけるいやがらせ(ハラスメント)問題</b>						
<b>ア. 相談・普及啓発</b>						
43	労働相談	労働者・使用者双方に対して、ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるハラスメントに関する相談、あっせんを行います。	労働相談などで対応 (No. 19一部参照)	(18、19、20、43、254を含む)	再掲	産業労働局
<b>イ. 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策</b>						
44	セクシュアル・ハラスメント防止連絡会議	各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止を図ります。	・会議の開催 年4回 ・セクシュアル・ハラスメント等対策について、各任命権者間の調整、意見交換等を行った。			総務局
45	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する研修	講師養成研修「人権・同和問題科」都政に携わる全ての職員の人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめ女性、子供などの様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めます。また、セクシュアル・ハラスメント等に関する研修も行います。	・管理職及び管理職候補者を対象に年2回実施 ・受講者165名 ・第1回 平成30年5月21日・30日 修了者108名 ・第2回 平成31年1月9日・22日 修了者57名	(一財) 東京都人材支援事業団へ交付している交付金の一部		総務局



No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( ) 書きはH30所管
		職員を対象に男女平等参画についての研修を実施します。	各局で実施			各局
		公立学校の初任者研修や10年経験者研修、管理職研修（候補者を含みます。）において、セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育管理職候補者研修 472名 年1回開催</li> <li>・主任教諭任用前研修 1900名 年1回開催</li> <li>・初任者等研修 603名 年1回開催</li> <li>・中堅教諭等資質向上研修Ⅰ 1673名 年1回開催</li> </ul>	研修経費の一部		教育庁
46	セクシュアル・ハラスメント等相談員の設置	各局にセクシュアル・ハラスメント等相談員を設置して、職員からの相談・苦情を受け、また職員に対して適切な指導及び助言を行います。	各局で実施			各局
308	ダイバーシティ時代のハラスメント対策	すべての職員の働きやすさはもとより、多様性を認め合うことも含めた、総合的なハラスメント防止対策を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイバーシティ時代のハラスメントに関するアンケート</li> <li>・ハラスメント啓発資料作成</li> </ul>			総務局
<b>④ 若者のキャリア教育の推進</b>						
<b>ア. 若者のキャリア教育の推進</b>						
47	キャリアデザイン意識の醸成	若者の将来を見据えたキャリアデザイン意識の醸成を図るため、大学生向け教材「キャリアデザインコンテンツ」の普及について、さらに対象を広げて実施していきます。（再掲 No.22参照）	より活用しやすい「キャリアデザインコンテンツ」への改修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・HPのリニューアル</li> <li>・柔軟に活用できるメニューの作成</li> </ul>		再掲	生活文化局
48	女性・青年農業者育成対策	東京農業の将来の担い手を確保・育成するため、担い手育成に意欲的な都内の先進的農業者を指導農業者として認定し、東京都農林水産振興財団（東京都青年農業者等育成センター）が行う農業技術研修等の講師として農業技術・経営手法等の継承を行います。また、若手女性等の新規参入を促進するとともに女性農業者の組織化や活動を積極的に支援します。（再掲 No.23参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導農業者の認定 12名</li> <li>農業体験研修 2回</li> <li>農業技術研修 3回</li> <li>女性向け農業ツアー 2回</li> <li>女性農業者交流会 4回</li> <li>女性農業者活動PR 4回</li> </ul>		再掲	産業労働局
49	わく(Work)わく(Work)Week Tokyo (中学生の職場体験)の推進	都内区市町村教育委員会や公立中学校に対し、中学生の職場体験事業（わくわくWeek Tokyo）への参加を呼びかけます。	都内全公立中学校に在学する約7万4,000人の中学生が参加。	31年度から生活文化局へ移管		生活文化局 (青少年・治安対策本部)
		公的施設・事業所や一般企業など、受入先を開拓し、5日間程度、中学生の職場体験を実施します。	都内公立中学校の生徒が、5日間程度学校を離れ、地域商店や事業所、地元企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験する。都内全公立中学校で実施予定。	31年度から生活文化局へ移管		生活文化局 (青少年・治安対策本部)
		中学生の職場体験推進協議会及び都庁内推進会議を企画・運営します。	○推進協議会：庁外の65の民間団体・公的機関が、中学生の受け入れについて情報共有する。 ○推進会議：庁内各局の担当者が中学生の受け入れについて情報共有する。	31年度から生活文化局へ移管		生活文化局 (青少年・治安対策本部)
		都内の公立中学校に「受入事業所一覧」を提供します。また普及啓発のためのリーフレット等を提供します。	○受入事業所一覧：約2,300か所の事業所についての情報を、都内全公立中学校に提供。 ○リーフレット：希望する中学校や新規受入事業所に随時発送。	31年度から生活文化局へ移管		生活文化局 (青少年・治安対策本部)
		都民の意識啓発・機運の醸成を図るため、中学生の職場体験報告書を作成・配布します。また、東京都教育庁と職場体験発表会を開催します。	○報告書：5,300部発行。都内各中学校や教育委員会、事業者等に発送。 ○発表会：都内各教育委員会、推進協議会委員、推進会議委員等約150名が出席	31年度から生活文化局へ移管		生活文化局 (青少年・治安対策本部)

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( )書きはH30所管 教育庁
		中学生が、5日間程度学校を離れて地域の商店及び企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験することを通して、男女平等参画社会の一員としての自覚を促すとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成します。	・3～5日 約621校 実施			
50	現場体験型インターンシップ	首都大学東京における特徴的なキャリア教育の一つとして、1年次から履修可能な体験型科目である「現場体験型インターンシップ」を実施します。大学生活の早い時期での現場体験により、環境、福祉、教育、経済等、大都市の抱えるさまざまな課題及び自分自身の課題について認識を深め、課題に主体的に取り組む能力、社会人として必要な基礎的コミュニケーション能力等を自ら養成することを目指します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生受入先 146団体 298コース 766名</li> <li>内訳 東京都 15団体 73コース 160名</li> <li>特別区 14団体 25コース 40名</li> <li>市 18団体 62コース 124名</li> <li>都の関係団体11団体 32コース 66名</li> <li>企業等 88団体 106コース 376名</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>履修学生数 672名 (すべて学部生)</li> <li>内訳 1年生 629名</li> <li>2年生 39名</li> <li>3年生 4名</li> </ul>			総務局 (首都大学東京)
<b>⑤ 起業等を目指す女性に対する支援</b>						
<b>ア. 起業家・自営業者への支援</b>						
51	女性ベンチャー成長促進事業	「女性の起業」の幅が増し、いわゆる「プチ起業」の規模感のものから、これまでのビジネス経験を活かしてよりダイナミックなビジネスを志す女性起業家が徐々に増加する一方、男性に比べ、都内女性起業家が全国規模やグローバルで活躍している事例が少ない現状を踏まえ、スケールアップを目指す女性起業家向けの短期集中型育成プログラムを実施し、ロールモデルとなるような女性スタートアップの創出を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性起業家募集 2回</li> <li>アクセラレーションプログラムの実施 (10名程度×2回)</li> <li>各3ヵ月間程度</li> <li>海外派遣 (5名程度×2回) 10日間程度</li> <li>報告会 2回</li> </ul>			産業労働局
52	創業支援の融資	活発な創業活動が行われるよう、創業時に必要な資金を融資します。	融資により創業を支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>融資限度額 3,500万円</li> <li>資金用途 運転資金・設備資金</li> </ul>			産業労働局
53	女性・若者・シニア創業サポート事業	都内での女性・若者・シニアによる地域に根ざした創業を支援するため、信用金庫・信用組合を通じた低金利・無担保の融資と地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都信用金庫協会・東京都信用組合協会に補助金を交付し、融資原資を信用金庫・信用組合に預託するとともに、地域創業アドバイザーを設置</li> <li>融資限度額 1,500万円 (運転資金のみは750万円)</li> </ul>			産業労働局
54	創業支援拠点の運営	平成29年1月に丸の内に開設したTOKYO創業ステーションにおいて、利用者のニーズに応じた、必要な支援につなげていきます。先輩起業家等との交流会などを数多く開催するとともに、投資家等の前で事業プランのプレゼンテーションを行うなど、ビジネスチャンスを掴む機会を提供します。これにより、地域の課題に貢献する人からグローバルに活躍する人まで様々な成功事例を生み出し、創業を目指す人のすそ野の拡大につなげていきます。	<起業塾計画> <ul style="list-style-type: none"> <li>TOKYO起業塾</li> <li>①入門コース</li> <li>②実践コース</li> <li>③ものづくり創業プログラム</li> <li>④ベンチャープログラム</li> </ul> <女性起業ゼミ・プチ起業スクエア等計画> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性起業ゼミ</li> <li>プチ起業スクエア</li> <li>ワンポイントセミナー</li> </ul>			産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( )書きはH30所管 産業労働局
55	創業支援施設の提供	創業者や創業間もない企業を育成するために、オフィスの提供、技術提供などの創業環境の整備を行います。また、青山創業促進センターでは、都が抱える政策課題の解決に結びつく分野や、ベンチャーキャピタリストが投資しにくい分野等で起業に取り組む方々へ、大きく成長してもらう機会と場を提供します。	・施設の運営（補助）3か所 ・施設の運営（委託）3か所			
56	農業改良特別指導	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、農業経営の安定・発展を図るため、男女共同参画に関する普及啓発、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修等を実施します。（再掲 No.24参照）	とうきょう農業女性活躍推進会議 1回 女性農業者活躍推進講座 15回 （うち、先進事例視察研修 3回） 女性農業者経営能力向上支援（優良先進事例視察研修）1回 東京都農業・男女共同参画フォーラム 1回		再掲	産業労働局
57	女性・青年農業者育成対策	東京農業の将来の担い手を確保・育成するため、担い手育成に意欲的な都内の先進的農業者を指導農業者として認定し、東京都農林水産振興財団（東京都青年農業者等育成センター）が行う農業技術研修等の講師として農業技術・経営手法等の継承を行います。また、若手女性等の新規参入を促進するとともに女性農業者の組織化や活動を積極的に支援します。（再掲 No.23, No.48参照）	指導農業者の認定 12名 農業体験研修 2回 農業技術研修 3回 女性向け農業ツアー 2回 女性農業者交流会 4回 女性農業者活動PR 4回		再掲	産業労働局
58	働く女性への支援	仕事と子育ての両立等に向け、悩みや不安を解消する講座やワークショップ及び講演会を開催し、夫婦の協力による子育てもテーマとして、男性の意識改革にもつなげます。（再掲 No.25参照）	就業継続（開催回数：4回）及び起業（開催回数：2回）のための講座及びワークショップの開催	(74、88、97、98、129、134、147、148、149を含む)	再掲	生活文化局
<b>⑥ 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援</b>						
<b>ア. 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援</b>						
59	女性しごと応援テラス事業	東京しごとセンターに設置した、出産や育児等で離職した女性など、家庭と両立しながら再就職を目指す女性のための専用窓口「女性しごと応援テラス」において、キャリアカウンセリングから、職業紹介まで、きめ細かなサービスをワンストップで提供します。 また、再就職を目指す女性を支援するため、就職活動に関するノウハウや知識の習得、就職に必要な能力の開発等に資する「女性再就職サポートプログラム」や各種セミナー等を実施します。	・女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」の運営 ・就職面接会等の実施 10回 ・啓発イベントの実施 4回 ・職場見学の実施 10回 ・子育て女性向け再就職支援イベントの実施 4回 ・新・女性再就職サポートプログラムの実施 ・拠点型 女性再就職サポートプログラム 325人 サポートプログラムフォローアップ セミナー 100人 ・地域型 女性再就職サポートプログラム 225人 サポートプログラム職場体験事業 90人 ・再就職支援セミナーの実施 750人 ・子育て女性向けセミナー 200人 ・利用者向け託児サービスの提供			産業労働局
60	☆多摩地域女性就業支援プログラム	身近な地域での就職を望む子育て期の女性が多い多摩地域において、マザーズハローワーク立川との連携により就業支援を実施し、女性の再就職を支援します。	年5回実施			産業労働局
61	輝け！女性の就業拡大事業	女性の就業拡大に向けて、普及啓発イベントを実施します。また、採用に意欲的な企業を集めての合同就職面接会を実施します。	年4回実施			産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( )書きはH30所管
62	女性向け委託訓練の実施	結婚、出産、育児等により退職したが、その後再び就職を希望する女性に対し、職業訓練を実施し再就職を支援します。また、パート・アルバイト等から正社員を目指す女性を対象としてeラーニングによる訓練を実施します。	・女性向け委託訓練 入校548名			産業労働局
63	保育サービス付き職業訓練の実施	子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付きの職業訓練を受ける機会を提供し、能力開発・早期就業を支援します。	受託機関なし			産業労働局
64	病院勤務者勤務環境改善事業	出産や育児といった女性特有のライフイベント等により職場を離れた女性医師等の復職を支援する研修等の取組を行う病院に対して補助を実施します。	病院勤務者勤務環境改善事業 相談窓口の設置 6病院 復職研修及び就労環境改善事業 25病院			福祉保健局
338	東京医師アカデミー・復職支援プログラム	育児、介護等で長期離職していた医師を対象に、都立病院の指導ノウハウや豊富な症例数などのスケールメリットを活かして、臨床能力の向上や最新知見等の習得を目的としたオーダーメイド型の復職支援研修を行います。	○研修概要 ・「東京医師アカデミー」を運営する都立病院において、臨床能力の向上及び最新知見の習得のための復職支援プログラムを提供 ○受入病院 ・全都立病院			病院経営本部
65	テレワーク導入に向けた体験型普及推進事業	企業の経営者等を対象にテレワークの体験ができるセミナーを実施し、導入への関心を高めるとともにメリットを体感してもらうことでテレワーク導入による働き方の普及を図ります。	29年度終了 (30年度から「テレワーク等普及推進事業」実施)			産業労働局
66	テレワーク活用促進モデル実証事業	中小・中堅企業を中心に、テレワークの導入や利用拡大を目指すモデル企業を募集し、導入準備から実施、検証までの支援を行い、その過程での課題やその対応等をまとめ、広く発信することで、テレワークの利用促進を図ります。	29年度終了 (30年度から「テレワーク等普及推進事業」実施)			産業労働局
67	テレワーク推進センター(仮称)等の運営	国家戦略特区の取組として国と連携したテレワーク推進のワンストップセンターを開設し、テレワークが体験できるコーナーを設置するとともに都の働き方改革をはじめとしたライフ・ワーク・バランス推進施策に関する総合相談や情報発信等を行う拠点を併設します。	29年度終了 (30年度から「テレワーク等普及推進事業」実施)			産業労働局
68	女性の活躍推進等職場環境整備事業	テレワークなど多様な勤務形態実現等に向けた環境整備に係る経費を助成することにより、中小企業における職場環境の整備を推進します。※(公財)東京しごと財団に基金を造成して実施(再掲 No.6参照)	補助上限:5,000千円 (30年度から「テレワーク活用・働く女性応援事業」に事業名変更)		再掲	産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( ) 書きはH30所管
309	テレワーク等普及推進事業	国家戦略特区の取組として、テレワーク推進施策に関する情報提供、相談、助言等の支援をワンストップで提供するテレワーク推進センターを国との連携により運営するとともに、都の働き方改革をはじめとしたライフ・ワーク・バランス推進の拠点を併設する。また、テレワークを一層普及していくため、都内各地での体験型セミナーの実施や事例発信など多様な支援を展開していく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京テレワーク推進センター及びTOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口の運営 来所者3,781人</li> <li>テレワーク活用促進モデル実証 21社</li> <li>業界別ハンドブックの作成 3業界（建設業、製造業、卸売業・小売業）</li> <li>テレワーク体験型セミナー 27回 273社</li> <li>ワークスタイル変革コンサルティング 725回</li> <li>テレワーク気運醸成イベント 1回</li> <li>サテライトオフィス設置等補助 3社</li> </ul>			産業労働局
69	在宅勤務普及プロジェクト	在宅勤務を導入している企業の協力を得て、その有効性を発信することにより、個人をはじめとする様々な主体が働き方を見直すきっかけを提供していきます。	産業労働局の関連事業を「女性活躍推進ポータルサイト」で発信			生活文化局
<b>⑦ 普及啓発活動の充実</b>						
<b>ア. 情報の提供</b>						
70	女性の活躍推進シンポジウム	知事自らが発信する場としてのシンポジウムを開催し、女性の活躍推進の普及啓発を進めます。	女性が輝くTOKYO懇話会3回開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>女性の参画が十分に進んでいない業界で活躍されているゲストと知事が対談形式で語り合い、その業界で働くことの魅力や生活と仕事の両立方法などについて発信</li> <li>各回ともに東京都公式動画チャンネル「東京動画」でライブ配信</li> <li>建設業編 平成30年6月28日</li> <li>運輸業編 平成30年9月14日</li> <li>情報通信業編 平成30年12月26日</li> </ul>			生活文化局
71	東京都女性活躍推進大賞の贈呈	女性活躍の推進に向け先進的な取組を進める企業や団体、個人を表彰し、その取組内容を広く普及していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都女性活躍推進大賞の実施（贈呈式も開催）</li> <li>受賞者の取組を広く発信</li> </ul>			生活文化局
72	働く女性への支援	仕事と子育ての両立等に向け、悩みや不安を解消する講座やワークショップ及び講演会を開催し、夫婦の協力による子育てもテーマとして、男性の意識改革にもつなげます。（再掲 No.25, No.58参照）	就業継続（開催回数：4回）及び起業（開催回数：2回）のための講座及びワークショップの開催	(74、88、97、98、129、134、147、148、149を含む)	再掲	生活文化局
340	建設業における女性活躍推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性技術者対象 建設業界で働く女性の活躍推進について広く情報発信するとともに、提言を行うため、セミナー等を開催します。</li> <li>女子学生対象 将来の担い手となりうる学生等へのPRのため、学生向けイベントに参加します。（ブース出展）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都建設業女性活躍セミナーの開催（1回） テーマ：女性が働きやすい環境整備や現場改善の事例、インフラ整備の魅力などについて 来場者数：約200人</li> <li>将来の担い手となりうる学生等へむけたPRイベントへの出展（1回） 来場者数：約250人</li> </ul>		再掲	建設局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( )書きはH30所管
73	農業改良特別指導	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、農業経営の安定・発展を図るため、男女共同参画に関する普及啓発、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修等を実施します。(再掲 No.24, No.56参照)	とうきょう農業女性活躍推進会議 1回 女性農業者活躍推進講座 15回 (うち、先進事例視察研修 3回) 女性農業者経営能力向上支援(優良先進事例視察研修) 1回 東京都農業・男女共同参画フォーラム 1回		再掲	産業労働局
74	男性の家事・育児への参画	ライフ・ワーク・バランスの実現のためには男性の意識改革が重要なことから、父親と母親が共に参加できるシンポジウムを開催します。その成果を効果的に情報発信することにより、多くの都民への意識啓発を図ります。	男性参画のための夫婦向け講座(開催回数:3回)及びシンポジウム(開催回数:1回)の開催	(25、58、72、88、97、129、147、149を含む)	再掲	生活文化局
75	普及啓発及び情報提供の実施	「広報東京都」、都提供テレビ・ラジオ番組や東京都総合ホームページ等の都政一般広報媒体を活用して、男女平等参画推進のための普及啓発や情報提供を行います。	都政全体の広報を行う中で、男女平等参画推進のための普及啓発・情報提供についても所管部課の要望により随時実施する。 活用媒体 「広報東京都」、東京都提供テレビ・ラジオ番組等			生活文化局
76	インターネットによる情報提供	「東京都女性活躍推進ポータルサイト」、「TOKYOライフ・ワーク・バランス」により、効果的な情報発信を行います。加えて、東京ウィメンズプラザのホームページにおいて、プラザ施設の予約、開催する講座の申込みや図書類の予約・検索サービスを実施します。	・Webサイト「東京都女性活躍推進ポータルサイト」、「TOKYOライフ・ワーク・バランス」により、情報を発信 ・ホームページ、ツイッター等を利用して、情報提供を行った。			生活文化局
77	年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等参画施策の実施状況等を公表します。	インターネットによる公表(男女平等参画の現状、施策の実施状況、意識調査の実施)			生活文化局
78	資料の発行・整備	雇用の分野における男女平等参画を推進するため、男女雇用平等に関する資料を発行します。(再掲 No.8参照)	「働く女性と労働法」 8,000部 「雇用平等ガイドブック」 15,000部	(1、3、8、9を含む)	再掲	産業労働局
79	東京ウィメンズプラザ図書資料室の運営	都民の自己啓発、自主研究などを支援するため、関連図書、行政資料等を収集し、提供します。	蔵書数 約6.7万冊			生活文化局
イ. 交流及び指導者研修						
80	女性団体との交流	都民・団体・行政が交流を深めながら、男女平等参画社会の実現について考えるフォーラムを開催します。	ウィメンズプラザフォーラム 年1回 2日間開催			生活文化局

## 領域Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

### 1 生活と仕事の調和(ライフ・ワーク・バランス)の実現

#### ① 働き方の見直し

##### ア. 働き方の改革

81	働き方改革推進事業	長時間労働の削減・有給休暇の取得促進等に向け、目標及び取組内容を定めて宣言を行い、全社的に取り組む企業を「TOKYO働き方改革宣言企業」とする宣言企業制度を創設し、奨励金や普及成果発信キャンペーンにより、働き方改革推進の気運の醸成を図ります。また、働き方改革とあわせ生産性向上のためのコンサルティングを行います。	・TOKYO働き方改革宣言企業 1,386社  ・生産性向上支援コンサルティング 523回			産業労働局
----	-----------	--	---	--	--	-------

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( )書きはH30所管
82	働き方改革支援事業	働き方改革宣言を行った企業に対し、改革に取り組む上での助言を行うとともに導入した制度等を実践した場合に助成を行います。※(公財)東京しごと財団に基金を造成して実施	・働き方改革助成金 交付決定185社			産業労働局
83	テレワーク導入に向けた体験型普及推進事業	企業の経営者等を対象にテレワークの体験ができるセミナーを実施し、導入への関心を高めるとともにメリットを体感してもらうことでテレワーク導入による働き方の普及を図ります。(再掲 No.65参照)	29年度終了 (30年度から「テレワーク等普及推進事業」実施)		再掲	産業労働局
84	テレワーク活用促進モデル実証事業	中小・中堅企業を中心に、テレワークの導入や利用拡大を目指すモデル企業を募集し、導入準備から実施、検証までの支援を行い、その過程での課題やその対応等をまとめ、広く発信することで、テレワークの利用促進を図ります。(再掲 No.66参照)	29年度終了 (30年度から「テレワーク等普及推進事業」実施)		再掲	産業労働局
85	テレワーク推進センター(仮称)等の運営	国家戦略特区の取組として国と連携したテレワーク推進のワンストップセンターを開設し、テレワークが体験できるコーナーを設置するとともに都の働き方改革をはじめとしたライフ・ワーク・バランス推進施策に関する総合相談や情報発信等を行う拠点を併設します。(再掲 No.67参照)	29年度終了 (30年度から「テレワーク等普及推進事業」実施)		再掲	産業労働局
86	女性の活躍推進等職場環境整備事業	テレワークなど多様な勤務形態実現等に向けた環境整備に係る経費を助成することにより、中小企業における職場環境の整備を推進します。※(公財)東京しごと財団に基金を造成して実施(再掲 No.6, No.68参照)	補助上限:5,000千円 (30年度から「テレワーク活用・働く女性応援事業」に事業名変更)		再掲	産業労働局
310	テレワーク等普及推進事業	国家戦略特区の取組として、テレワーク推進施策に関する情報提供、相談、助言等の支援をワンストップで提供するテレワーク推進センターを国との連携により運営するとともに、都の働き方改革をはじめとしたライフ・ワーク・バランス推進の拠点を併設する。また、テレワークを一層普及していくため、都内各地での体験型セミナーの実施や事例発信など多様な支援を展開していく。(再掲No.309参照)	・東京テレワーク推進センター及びTOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口の運営 来所者3,781人 ・テレワーク活用促進モデル実証 21社 ・業界別ハンドブックの作成 3業界(建設業、製造業、卸売業・小売業) ・テレワーク体験型セミナー 27回 273社 ・ワークスタイル変革コンサルティング 725回 ・テレワーク気運醸成イベント 1回 ・サテライトオフィス設置等補助 3社		再掲	産業労働局
87	在宅勤務普及プロジェクト	在宅勤務を導入している企業の協力を得て、その在有効性を発信することにより、個人をはじめとする様々な主体が働き方を見直すきっかけを提供していきます。(再掲 No.69参照)	産業労働局の関連事業を「女性活躍推進ポータルサイト」で発信		再掲	生活文化局
イ. 男女ともに家庭と仕事を両立させるライフ・ワーク・バランスの推進						

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( )書きはH30所管
311	ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	企業におけるライフ・ワーク・バランスの推進に関する取組をより促進させるため、年間を通じた効果的な広報を実施するとともに、多様なニーズ、課題に応える総合展「ライフ・ワーク・バランスEXPO(仮称)」を実施する。 (再掲No.302参照)	ライフ・ワーク・バランスEXPO東京 H31. 2開催		再掲	産業労働局
312	家庭と仕事の両立支援推進事業	家庭と仕事の両立推進に向けて、法定以上の両立支援策等を実践している企業を広く紹介するとともに、介護と仕事のポータルサイトをリニューアルし、情報を総合的に提供する。 合わせて、介護と仕事の両立について、シンポジウムの開催による意識啓発を行うと共に、専門家が電話やメールにより助言するヘルプデスクの運営を行う。(再掲No.304参照)	家庭と仕事の両立支援推進企業の登録 年間34社 介護と仕事の両立推進シンポジウムの開催 年1回 家庭と仕事の両立支援ポータルサイトの運営 とうきょう介護と仕事の両立応援デスクの運営		再掲	産業労働局
88	ライフ・ワーク・バランス推進事業	男性の家事・育児参画に向けた気運を醸成するため、家事・育児に積極的に取り組む男性の事例などを、WebサイトやSNSで発信するなど、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発を実施します。	・男性の家事・育児参画に向けた気運を醸成するため、家事・育児に積極的に取り組む男性の事例などを、ウェブサイトやSNS等で発信			生活文化局
		子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。	・子供が生まれる前から、夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発資料の作成・配布(みらい手帳 15万部)			生活文化局
			男性参画のための夫婦向け講座(開催回数:3回)及びシンポジウム(開催回数:1回)の開催	(25、58、72、74、98、134、148を含む)	再掲	生活文化局
<b>ウ. 子育て・介護等と仕事を両立できる環境づくり</b>						
89	いきいき職場推進事業	「ライフ・ワーク・バランス認定企業」の認定 従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「認定企業」として認定し、広く公表します。「ライフ・ワーク・バランスフェスタ」の開催 九都県市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して「働き方の見直し」について広く社会に対し発信します。 (再掲 No.10参照)	認定企業 11社  30年度から、ライフ・ワーク・バランスフェスタは、ライフ・ワーク・バランスEXPO東京として「ライフ・ワーク・バランス普及促進事業」で実施		再掲	産業労働局
90	雇用環境整備推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。 (再掲 No.11参照)	研修 18回 専門家派遣 延442回 奨励金 267社		再掲	産業労働局
91	東京次世代育成企業支援事業(登録制度)	(1)次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、家庭生活と仕事の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。	登録企業の取組を公表 29年度新規受付終了		再掲	産業労働局
		(2)企業の両立支援全般に対する取組や一般事業主行動計画の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。(再掲 No. 12参照)	29年度終了		再掲	産業労働局



No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( ) 書きはH30所管
92	仕事と介護の両立推進事業	介護と仕事の両立を推進するため、シンポジウム・相談会の開催による意識啓発やポータルサイトの運用による企業や労働者に向けた情報提供を行います。また、介護と仕事の両立に係る相談窓口により企業・労働者個人の実情に応じた助言のほか、必要に応じて専門機関の紹介等を行います。(再掲 No.13参照)	29年度終了 (30年度から「家庭と仕事の両立支援推進事業」実施)		再掲	産業労働局
93	中小企業従業員融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中、子育て期間中、介護休業中又は要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方に、子育て費用や介護費用、育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。(再掲 No.14参照)	・中央労働金庫及び都内信用組合を通じて実施 ・限度額 100万円以内		再掲	産業労働局
313	ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	企業におけるライフ・ワーク・バランスの推進に関する取組をより促進させるため、年間を通じた効果的な広報を実施するとともに、多様なニーズ、課題に応える総合展「ライフ・ワーク・バランスEXPO(仮称)」を実施する。(再掲No.302, No.311参照)	ライフ・ワーク・バランスEXPO東京 H31. 2開催		再掲	産業労働局
314	家庭と仕事の両立支援推進事業	家庭と仕事の両立推進に向けて、法定以上の両立支援策等を実践している企業を広く紹介するとともに、介護と仕事のポータルサイトをリニューアルし、情報を総合的に提供する。合わせて、介護と仕事の両立について、シンポジウムの開催による意識啓発を行うと共に、専門家が電話やメールにより助言するヘルプデスクの運営を行う。(再掲No.304, No.312参照)	家庭と仕事の両立支援推進企業の登録 年間34社 介護と仕事の両立推進シンポジウムの開催 年1回 家庭と仕事の両立支援ポータルサイトの運営 とうきょう介護と仕事の両立応援デスクの運営		再掲	産業労働局
315	働く人のチャイルドプランサポート事業	企業の人事労務担当者等に、不妊治療と仕事の両立に必要な知識を付与する研修を実施するとともに、不妊治療と仕事の両立支援に関する制度を整備した企業に対し奨励金を支給し、両立の取組を促進する。(再掲No.305参照)	研修 326人 奨励金 上限40万円 実績93社		再掲	産業労働局
316	働くパパママ育休取得応援事業	従業員に希望する期間の育児休業を取得させ復帰させた企業への支援、男性の育児休業取得奨励といった支援を行うことで企業の職場環境整備を推進する。(再掲No.306参照)	働くママコース 規模 17件 金額 1,250千円 働くパパコース 規模 31件 金額 250千円～3,000千円		再掲	産業労働局
343	家事支援外国人受入事業	国家戦略特区制度を活用して受け入れた外国人材による家事支援サービスを認定事業者が提供します。	都が事務局を務める管理協議会による認定事業者の管理・指導			戦略政策情報推進本部 (政策企画局)
<b>② 男性の家事・育児等への参画</b>						
<b>ア. 男性の家事・育児等への参画のための環境づくりの促進</b>						
94	いきいき職場推進事業	「ライフ・ワーク・バランス認定企業」の認定従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「認定企業」として認定し、広く公表します。「ライフ・ワーク・バランスフェスタ」の開催九都県市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して「働き方の見直し」について広く社会に対し発信します。(再掲 No.10, No.89参照)	認定企業 11社  30年度から、ライフ・ワーク・バランスフェスタは、ライフ・ワーク・バランスEXPO東京として「ライフ・ワーク・バランス普及促進事業」で実施		再掲	産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( )書きはH30所管
95	雇用環境整備推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。 (再掲 No.11, No.90参照)	研修 18回 専門家派遣 延442回 奨励金 267社		再掲	産業労働局
96	東京次世代育成企業支援事業(登録制度)	(1)次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、家庭生活と仕事の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。(再掲 No.12, No.91参照)	登録企業の取組を公表 29年度新規受付終了		再掲	産業労働局
		(2)企業の両立支援全般に対する取組や一般事業主行動計画の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。(再掲 No.12, No.91参照)	29年度終了		再掲	産業労働局
317	ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	企業におけるライフ・ワーク・バランスの推進に関する取組をより促進させるため、年間を通じた効果的な広報を実施するとともに、多様なニーズ、課題に応える総合展「ライフ・ワーク・バランスEXPO(仮称)」を実施する。 (再掲No.302, No.311, No.313参照)	ライフ・ワーク・バランスEXPO東京 H31. 2開催		再掲	産業労働局
318	働くパパママ育休取得応援事業	従業員に希望する期間の育児休業を取得させ復帰させた企業への支援、男性の育児休業取得奨励といった支援を行うことで企業の職場環境整備を推進する。(再掲No.316参照)	働くママコース 規模 17件 金額 1,250千円 働くパパコース 規模 31件 金額 250千円～3,000千円		再掲	産業労働局
346	院内保育の地域開放	職員の福利厚生として都立病院内に設置・運営している保育室(認可外保育室)において、空き定員の一部を地域開放します。(再掲No.322参照)	駒込病院保育室(認可外保育室)において地域開放を実施		再掲	病院経営本部
97	ライフ・ワーク・バランス推進事業	生活と仕事の調和を進める方策を具体的に示す「ライフ・ワーク・バランス実践プログラム」の内容を更新し、関係機関の協力を得て広く配布するなど、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発を実施します。(再掲 No.88参照)	・男性の家事・育児参画に向けた気運を醸成するため、家事・育児に積極的に取り組む男性の事例などを、ウェブサイトやSNS等で発信		再掲	生活文化局
		子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。(再掲 No.88参照)	・子供が生まれる前から、夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発資料の作成・配布(みらい手帳 15万部)		再掲	生活文化局
			男性参画のための夫婦向け講座(開催回数:3回)及びシンポジウム(開催回数:1回)の開催	(25、58、72、74、98、134、148を含む)	再掲	生活文化局
<b>イ. 男性の家事・育児等への参画促進のための啓発</b>						
98	男性の家事・育児への参画	ライフ・ワーク・バランスの実現のためには男性の意識改革が重要なことから、父親と母親が共に参加できるシンポジウムを開催します。その成果を効果的に情報発信することにより、多くの都民への意識啓発を図ります。(再掲 No.74参照)	男性参画のための夫婦向け講座(開催回数:3回)及びシンポジウム(開催回数:1回)の開催	(25、58、72、88、97、129、147、149を含む)	再掲	生活文化局
<b>③ 妊娠・出産・子育てに対する支援</b>						

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( ) 書きはH30所管
<b>ア. 保育サービスの充実</b>						
99	保育サービスの拡充	認可保育所や認証保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、地域のニーズに応じた多様な保育サービスの整備を推進します。(再掲 No.26参照)	国の保育所等整備交付金ほか、都独自の「待機児童解消区市町村支援事業」により、保育所等の施設整備にかかる事業者及び区市町村の負担を軽減。		再掲	福祉保健局
100	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の整備を推進します。主に駅前に設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型があります。(再掲 No.27参照)	A型 143 か所、B型 18か所		再掲	福祉保健局
101	認証保育所に対する税制支援	認証保育所の設置を税制面から支援するために、不動産取得税、区部の固定資産税・都市計画税及び事業所税を減免します。(再掲 No.28参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産取得税 土地 1 件、家屋 1 件</li> <li>固定資産税・都市計画税 (23区) 土地 620 件、家屋 621 件、償却資産 218 件</li> <li>事業所税 35 件</li> </ul>		再掲	主税局
102	私立幼稚園等における預かり保育の推進	私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かる場合に、その経費の一部を補助します。(再掲 No.29参照)	私立幼稚園預かり保育推進補助：547園		再掲	生活文化局
			私立幼稚園等一時預かり事業費補助：186園		再掲	生活文化局
103	認証保育所の指導監督等	認証保育所の質の確保・向上を図るため、事業者に対する指導を実施します。(再掲 No.30参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地確認 18か所</li> <li>開設後運営指導 18か所</li> </ul>		再掲	福祉保健局
104	認可外保育施設に対する巡回指導強化事業	認可外保育施設に対する巡回指導チームを編成し、指導体制を強化することによって、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童の安全・安心及び保護者の安心を確保します。(再掲 No.31参照)	(平成30年4月1日現在) ベビーホテル 551か所 事業所内保育施設 298か所 院内保育施設 171か所 その他施設 152か所 認証保育所 610か所		再掲	福祉保健局
105	認証保育所等研修事業	認証保育所等の質の確保・向上を図るため、認証保育所施設長及び中堅職員、家庭的保育者、認可外保育施設職員に対する研修を実施します。(再掲No.32参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証保育所施設長研修 年間300名</li> <li>認証保育所中堅保育士研修 年間300名</li> <li>家庭的保育者研修(認定研修 年間50名、現任研修 年間120名)</li> <li>病児・病後児保育研修 年間20名</li> <li>病児・病後児保育(訪問型)研修 年間20名</li> <li>認可外保育施設職員テーマ別研修 年間7,000名</li> </ul>		再掲	福祉保健局
106	認可外保育施設利用支援事業	待機児童の解消に向けて、区市町村が実施する認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部を補助することにより、認可外保育施設の利用者を支援するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上を図ります。(再掲 No.33参照)	19,809人		再掲	福祉保健局
107	待機児童解消に向けた税制支援	民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援するため、区部において、保育所等のために有料で貸し付けられた土地のうち、一定の要件を満たすものについて、固定資産税及び都市計画税を5年間減免します。(再掲 No.34参照)	固定資産税・都市計画税(23区) 土地 62件		再掲	主税局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( ) 書きはH30所管
108	認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園の整備を推進します。(再掲 No.35参照)	開設準備経費補助(国制度)5施設 (国制度の対象にならない場合は子供家庭支援区市町村包括補助事業で対応)		再掲	福祉保健局
		就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。(再掲 No.35参照)	開設準備経費等への補助:4園		再掲	生活文化局
		就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。(再掲 No.35参照)	区市町村立の幼稚園が認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く)として認定を受ける場合、条例、規則の変更等を都教育庁へ届出することとなっている。認定を受けた公立幼稚園は、幼稚園型認定こども園の3園(平成31年4月1日現在)である。		再掲	教育庁
109	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるように交付金を創設し、全ての子供と家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。(再掲 No.36参照)	全市町村 39か所		再掲	福祉保健局
110	延長保育	就労形態の多様化等による延長保育のニーズに対応するため、認可保育所等において11時間の開所時間の前後に行う延長保育の充実を図ります。(再掲 No.37参照)	2,856か所 一般型(保育短時間認定)669か所 一般型(保育標準時間認定)2,185か所 訪問型(保育短時間認定)0か所 訪問型(保育標準時間認定)2か所		再掲	福祉保健局
111	病児保育事業費補助	保育所に通所中の児童等が病中又は、病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期に、その児童の一時預かりを行う病児・病後児保育の充実を図ります。また、保育中に体調不良となった児童への緊急対応の充実を図ります。(再掲 No.38参照)	病児・病後児対応型事業 150か所 体調不良児対応型事業 72か所 非施設型(訪問型)事業 0か所		再掲	福祉保健局
112	院内保育施設の支援	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。(再掲 No.39参照)	120か所		再掲	福祉保健局
319	ベビーシッター利用支援事業	待機児童の保護者や、育児休業を1年間取得し復職した保護者が、保育所等への入所決定までの間、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を区市町村と連携して助成します。	利用上限 1日8時間かつ月160時間		再掲	福祉保健局
113	都立病院・公社病院における病児保育事業の実施	区市から事業を受託し、病院内に設置する病児・病後児保育室において保育が可能な病気の児童を預かり、一時的に保育を行います。(再掲 No.40参照)	以下のとおり実施 都立病院(1カ所) ・墨東病院 平日8時30分～18時00分(土・日・祝・年末年始除く)まで 定員4名、利用料2,000円  東京都保健医療公社(2カ所) ・多摩北部医療センター 月～金8時00分～18時00分(土・日・祝・年末年始除く)まで 定員4名、利用料1日2,500円、4時間まで1,500円 ・東部地域病院【平成31年2月1日 新規開設】 平日8時30分～18時00分(土・日・祝・年末年始除く)まで 定員8名、利用料2,000円		再掲	病院経営本部

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( )書きはH30所管
114	企業による保育施設設置支援事業	育児中の女性が活躍できる職場環境が整備されるよう、企業による保育施設設置の相談やPRを行います。(再掲 No.41参照)	・企業内の保育施設の設置等に関する相談窓口 ・企業内保育施設設置セミナー 年8回 ・保育施設設置企業見学会 年5回 ・企業主導型保育施設共同利用情報提供WEBサイト		再掲	産業労働局
115	企業主導型保育施設設置促進事業	企業主導型保育施設の設置を促進するため、国の補助対象外となる開設時の備品購入等に要する経費に対する補助を行います。(再掲 No.42参照)	交付決定 83件		再掲	産業労働局
<b>イ. 地域での子育て支援</b>						
116	一時預かり事業補助	保護者の疾病や災害等に伴い、緊急・一時的な保育を必要とする時、また育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てできる環境を整備する。	・一般型 695,040人 ・余裕活用法 6,006人 ・都単独型 23,951人			福祉保健局
117	定期利用保育事業補助	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態に多様に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育することで、安心して子育てできる環境を整備します。	定期利用保育事業 229,769人			福祉保健局
118	子供家庭支援センター事業	子供と家庭に関する総合相談、子供家庭在宅サービスの提供・調整、地域組織化等の事業を行う子供家庭支援センターを設置運営する区市町村への補助を実施し、地域における子供と家庭に関する支援ネットワークを構築します。	60か所 (内小規模型6か所) (区部は財政調整交付金により実施、市町村部は子供家庭支援区市町村包括補助により実施)			福祉保健局
119	子育てひろば機能の充実	区市町村が、地域での子育て家庭の支援を行うため、身近な場所(保育所等)で「親子の交流の場」を提供し、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う事業を実施する場合に一定の補助を行います。	都単独型について、市町村部は子育て推進交付金により実施し、区部は財政調整交付金により実施。一般型及び連携型については子ども・子育て支援交付金により実施。			福祉保健局
120	親の子育て力向上支援事業	育児に自信の持てない親を対象としてグループワークを実施し、育児に関するスキルの向上や親の心のケアを行い、子育てに対する不安の解消を図ります。	子供家庭支援区市町村包括補助により実施			福祉保健局
121	学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。	2,393単位 (子ども・子育て支援交付金により実施)			福祉保健局
122	放課後における子供の居場所づくり	地域の大人たちの協働により、放課後における、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)をつくり、スポーツ・文化活動などを提供します。	放課後子供教室への補助 1,195か所  区市町村が、地域の人々の参画を得て、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)をつくり、学習・スポーツ・文化活動や交流活動などを行う事業に補助する。			教育庁
123	児童相談所の運営	18歳未満の子供に関する相談対応や緊急時の一時保護及び保護者に対する指導等を行います。	都内11か所の児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、医師などの専門スタッフが、18歳未満の子供に関する様々な相談、サービスにあたっている。			福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( ) 書きはH30所管
124	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の推進	育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。	子供家庭支援区市町村包括補助及び子ども・子育て支援交付金により実施			福祉保健局
125	出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）	全ての子育て家庭を対象に妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を提供するため、地域における子育て支援のワンストップ拠点に保健師や助産師などの専門職を配置する取組や、妊娠届出時の面接等の機会に直接「育児パッケージ（子育て用品等）」を配布し、妊産婦の状況を把握する取組を行う区市町村に対して、補助を実施します。	区市町村補助事業（通年）			福祉保健局
320	産後ケア支援事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保に向け、産後ケア事業を実施する区市町村の取組を支援します。	区市町村補助事業（通年）			福祉保健局
321	産婦健康診査支援事業	産後うつ等の予防や新生児の虐待予防等を図る観点から、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する区市町村の取組を支援します。	区市町村補助事業（通年）			福祉保健局
126	児童虐待への取組の推進	子供家庭支援センター、保健所、病院、学校、警察、児童委員などの関係機関が連携してネットワークを構築し、児童虐待の早期発見など、迅速かつ的確な対応を図ります。	児童相談所により対応（No. 66参照）、子供家庭支援センターにより対応（No. 60参照）、要支援家庭の早期発見・支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助により実施）			福祉保健局
		児童虐待に係る関係機関との情報共有を図るほか、要保護児童情報管理システムを活用し、警察情報の一元化を図ることにより、迅速・的確な対応を行い、児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。	・関係機関との連携を強化するとともに各種警察活動を通じて児童虐待事案の早期発見に努め、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図る。			警視庁 生安部
		学校、児童相談所、警察、民生・児童委員等の関係機関が連携するための組織である学校サポートチームを活用し、児童虐待の早期発見や迅速かつ的確な対応につなげます。	小学校（平成22年度から）、中学校（平成21年度から）、高等学校及び特別支援学校（平成26年度から）の全校に学校サポートチームを設置し、多様化、複雑化した児童・生徒の問題行動への組織的な対応と健全育成を推進する。			教育庁
127	子供の心診療拠点病院	子供の心の問題（虐待・発達障害・いじめ・不登校等）について、専門的なケアにつながる体制を整備するため、都内医療機関における子供の心の対応への取組が促進されるよう、拠点的役割を果たす医療機関が技術支援や情報提供などを行います。	都内1医療機関			福祉保健局
128	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、全ての子どもと家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。 （再掲 No.36, No.109参照）	全市町村 39か所		再掲	福祉保健局
ウ. 子育てと仕事の両立が可能な環境整備づくりの促進						

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( )書きはH30所管
129	ライフ・ワーク・バランス推進事業	生活と仕事の調和を進める方策を具体的に示す「ライフ・ワーク・バランス実践プログラム」の内容を更新し、関係機関の協力を得て広く配布するなど、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発を実施します。(再掲 No.88, No.97参照)	・男性の家事・育児参画に向けた気運を醸成するため、家事・育児に積極的に取り組む男性の事例などを、ウェブサイトやSNS等で発信		再掲	生活文化局
		子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。(再掲 No.88, No.97参照)	・子供が生まれる前から、夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発資料の作成・配布(みらい手帳 15万部)		再掲	生活文化局
			男性参画のための夫婦向け講座(開催回数:3回)及びシンポジウム(開催回数:1回)の開催	(25、58、72、74、98、134、148を含む)	再掲	生活文化局
130	いきいき職場推進事業	「ライフ・ワーク・バランス認定企業」の認定 従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「認定企業」として認定し、広く公表します。 「ライフ・ワーク・バランスフェスタ」の開催 九都県市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して「働き方の見直し」について広く社会に対し発信します。(再掲 No.10, No.89参照)	認定企業 11社  30年度から、ライフ・ワーク・バランスフェスタは、ライフ・ワーク・バランスEXPO東京として「ライフ・ワーク・バランス普及促進事業」で実施		再掲	産業労働局
131	雇用環境整備推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。(再掲 No.11, No.90参照)	研修 18回 専門家派遣 延442回 奨励金 267社		再掲	産業労働局
132	東京次世代育成企業支援事業(登録制度)	(1)次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、家庭生活と仕事の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。(再掲 No.12, No.91参照)	登録企業の取組を公表 29年度新規受付終了		再掲	産業労働局
		(2)企業の両立支援全般に対する取組や一般事業主行動計画の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。(再掲 No.12, No.91参照)	29年度終了		再掲	産業労働局
133	中小企業従業員融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中、子育て期間中、介護休業中又は要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方に、子育て費用や介護費用、育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。(再掲 No.14, No.93参照)	・中央労働金庫及び都内信用組合を通じて実施 ・限度額 100万円以内		再掲	産業労働局
322	ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	企業におけるライフ・ワーク・バランスの推進に関する取組をより促進させるため、年間を通じた効果的な広報を実施するとともに、多様なニーズ、課題に応える総合展「ライフ・ワーク・バランスEXPO(仮称)」を実施する。(再掲 No.302, No.311, No.313, No.317参照)	ライフ・ワーク・バランスEXPO東京 H31.2開催		再掲	産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( )書きはH30所管
323	家庭と仕事の両立支援推進事業	家庭と仕事の両立推進に向けて、法定以上の両立支援策等を実践している企業を広く紹介するとともに、介護と仕事のポータルサイトをリニューアルし、情報を総合的に提供する。 合わせて、介護と仕事の両立について、シンポジウムの開催による意識啓発を行うと共に、専門家が電話やメールにより助言するヘルプデスクの運営を行う。(再掲No.304, No.312, No.314参照)	家庭と仕事の両立支援推進企業の登録 年間34社 介護と仕事の両立推進シンポジウムの開催 年1回 家庭と仕事の両立支援ポータルサイトの運営 とうきょう介護と仕事の両立応援デスクの運営		再掲	産業労働局
324	働く人のチャイルドプランサポート事業	企業の人事労務担当者等に、不妊治療と仕事の両立に必要な知識を付与する研修を実施するとともに、不妊治療と仕事の両立支援に関する制度を整備した企業に対し奨励金を支給し、両立の取組を促進する。(再掲No.305, No.315参照)	研修 326人 奨励金 上限40万円 実績93社		再掲	産業労働局
325	働くパパママ育休取得応援事業	従業員に希望する期間の育児休業を取得させ復帰させた企業への支援、男性の育児休業取得奨励といった支援を行うことで企業の職場環境整備を推進する。(再掲No.306, No.316参照)	働くママコース 規模 17件 金額 1,250千円 働くパパコース 規模 31件 金額 250千円～3,000千円		再掲	産業労働局
134	男性の家事・育児への参画	ライフ・ワーク・バランスの実現のためには男性の意識改革が重要なことから、父親と母親が共に参加できるシンポジウムを開催します。その成果を効率的効果的に情報発信することにより、多くの都民への意識啓発を図ります。 (再掲 No.74, No.98参照)	男性参画のための夫婦向け講座(開催回数:3回)及びシンポジウム(開催回数:1回)の開催	(25、58、72、88、97、129、147、149を含む)	再掲	生活文化局
349	家事支援外国人受入事業	国家戦略特区制度を活用して受け入れた外国人材による家事支援サービスを認定事業者が提供します。	都が事務局を務める管理協議会による認定事業者の管理・指導		再掲	戦略政策情報推進本部 (政策企画局)
<b>エ. 行動しやすいまちづくり</b>						
135	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。	・福祉のまちづくり推進協議会等の開催 ・福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務 ・福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 ・インターネットを活用した情報提供 ・条例、ガイドライン等の周知、普及・推進 ・福祉のまちづくり推進計画の改定			福祉保健局
136	福祉のまちづくり事業の実施	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業45両			都市整備局
		鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (鉄道駅エレベーター等整備事業) (東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等)	鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (鉄道駅エレベーター等整備事業) 19駅			都市整備局
		鉄道駅エレベーター等整備事業	エレベーター供用開始 6駅6基 (年度末累計 106駅 236基)			交通局
			エスカレーター 供用開始1駅3基 (年度末累計 104駅 785基)			交通局
	ノンステップバスの導入	平成24年度以降全車ノンステップ化			交通局	



No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( )書きはH30所管
		フルフラットバスの導入	フルフラットバスの導入 (平成30年度に29両導入)			交通局
		マタニティマークの普及への協力	都営地下鉄各駅及び日暮里・舎人ライナー日暮里駅の駅長事務室で配布			交通局
350	ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業	障害者等を含む住民参加による建築物や公園等の点検を行い、その意見を踏まえた改修を行う区市町村を支援する。また公共施設のトイレの洋式化及び女子トイレの増設等に取り組む区市町村を支援します。	・ユニバーサルデザインのまちづくり住民参加推進事業 9区市町村 ・ユニバーサルデザインのまちづくり緊急整備事業 7区市町村 ・公共施設のトイレの洋式化 998基			福祉保健局
137	心と情報のバリアフリーに向けた普及・推進	全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりを推進するため、様々な障害特性等に配慮し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する情報バリアフリーや、思いやりの心を醸成する心のバリアフリーの取組を行う区市町村を支援します。	・「心のバリアフリー」普及啓発ポスターコンクールの実施 ・障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発活動 ・「とうきょうユニバーサルデザインナビ」を通じた情報提供			福祉保健局
138	子育て親子の外出環境整備事業(赤ちゃん・ふらっと事業)	子育て家庭が気軽に外出できるよう授乳やおむつ替えなどができるスペースを保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設にも設置を進めます。	(子供家庭支援区市町村包括補助事業により実施)			福祉保健局
<b>④ 介護に対する支援</b>						
<b>ア. 介護への支援</b>						
139	在宅介護サービス	訪問介護(ホームヘルプサービス) ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排泄等日常生活上の介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。	東京都高齢者保健福祉計画(平成30年度～平成32年度)における主なサービスの実績(見込み) 訪問介護(ホームヘルプサービス) 28,164,048回/年			福祉保健局
		訪問入浴介護 家庭の浴室での入浴が困難な人を対象に、浴槽を家庭に運搬するなどして入浴を介護します。	訪問入浴介護 545,152回/年			福祉保健局
		訪問看護 看護職員等が家庭を訪問して療養上の世話や診療の補助などを行います。	訪問看護 7,156,191回/年			福祉保健局
		訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、心身の機能を維持回復させ、日常生活の自立に向けた訓練をします。	訪問リハビリテーション 1,151,874回/年			福祉保健局
		通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア) 可能な限り居宅で、自立した日常生活を営めるよう、デイサービスセンターや医療機関へ通所し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	通所介護(デイサービス) 11,237,713回/年 通所リハビリテーション(デイケア) 2,165,192回/年			福祉保健局
		短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ) 本人の心身の状況や、介護している家庭の状況により、一時的に在宅での生活に支障のある要介護者等が、老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等又は医療機関等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練を受けます。	短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ) 2,564,256日/年			福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( ) 書きはH30所管
140	認知症高齢者グループホーム	区市町村が整備する及び区市町村が整備費を補助する認知症高齢者グループホーム整備事業に要する費用の一部を補助します。	・新規 10ユニット (90人) ・継続 21ユニット (189人)			福祉保健局
141	介護保険施設の整備(特別養護老人ホーム)	社会福祉法人等が、特別養護老人ホームを整備する事業に要する費用の一部を補助します。	・新規 6か所 593人 ・継続 33か所2,843人			福祉保健局
142	介護保険施設の整備(老人保健施設)	医療法人等が、介護老人保健施設を整備する事業に要する費用の一部を補助します。	・新規 1か所 100人 ・継続 3か所 244人 ・大規模改修 3件			福祉保健局
<b>イ. 仕事と介護の両立が可能な環境づくりの促進</b>						
143	仕事と介護の両立推進事業	介護と仕事の両立を推進するため、シンポジウム・相談会の開催による意識啓発やポータルサイトの運用による企業や労働者に向けた情報提供を行います。また、介護と仕事の両立に係る相談窓口により企業・労働者個人の実情に応じた助言のほか、必要に応じて専門機関の紹介等を行います。(再掲 No.13, No.92参照)	29年度終了 (30年度から「家庭と仕事の両立支援推進事業」実施)		再掲	産業労働局
144	いきいき職場推進事業	「ライフ・ワーク・バランス認定企業」の認定 従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「認定企業」として認定し、広く公表します。「ライフ・ワーク・バランスフェスタ」の開催九都県市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して「働き方の見直し」について広く社会に対し発信します。(再掲 No.10, No.89, No.130参照)	認定企業 11社  30年度から、ライフ・ワーク・バランスフェスタは、ライフ・ワーク・バランスEXPO東京として「ライフ・ワーク・バランス普及促進事業」で実施		再掲	産業労働局
145	雇用環境整備推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。(再掲 No.11, No.90, No.131参照)	研修 18回 専門家派遣 延442回 奨励金 267社		再掲	産業労働局
146	中小企業従業員融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中、子育て期間中、介護休業中又は要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方に、子育て費用や介護費用、育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。(再掲 No.14, No.93, No.133参照)	・中央労働金庫及び都内信用組合を通じて実施 ・限度額 100万円以内		再掲	産業労働局
147	ライフ・ワーク・バランス推進事業	生活と仕事の調和を進める方策を具体的に示す「ライフ・ワーク・バランス実践プログラム」の内容を更新し、関係機関の協力を得て広く配布するなど、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発を実施します。(再掲 No.88, No.97, No.129参照)	・男性の家事・育児参画に向けた気運を醸成するため、家事・育児に積極的に取り組む男性の事例などを、ウェブサイトやSNS等で発信		再掲	生活文化局
		子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。(再掲 No.88, No.97, No.129参照)	・子供が生まれる前から、夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発資料の作成・配布(みらい手帳 15万部) 男性参画のための夫婦向け講座(開催回数:3回)及びシンポジウム(開催回数:1回)の開催	(25、58、72、74、98、134、148を含む)	再掲	生活文化局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( )書きはH30所管
148	男性の家事・育児への参画	ライフ・ワーク・バランスの実現のためには男性の意識改革が重要なことから、父親と母親が共に参加できるシンポジウムを開催します。その成果を効果的に情報発信することにより、多くの都民への意識啓発を図ります。(再掲 No.74, No.98, No.134参照)	男性参画のための夫婦向け講座(開催回数:3回)及びシンポジウム(開催回数:1回)の開催	(25、58、72、88、97、129、147、149を含む)	再掲	生活文化局
<b>2 地域における活動機会の拡大</b>						
<b>ア. 地域における男女平等参画の促進</b>						
149	ライフ・ワーク・バランス推進事業	生活と仕事の調和を進める方策を具体的に示す「ライフ・ワーク・バランス実践プログラム」の内容を更新し、関係機関の協力を得て広く配布するなど、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発を実施します。(再掲 No.88, No.97, No.129, No.147参照)	・男性の家事・育児参画に向けた気運を醸成するため、家事・育児に積極的に取り組む男性の事例などを、ウェブサイトやSNS等で発信		再掲	生活文化局
		子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。(再掲 No.88, No.97, No.129, No.147参照)	・子供が生まれる前から、夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発資料の作成・配布(みらい手帳 15万部)		再掲	生活文化局
			男性参画のための夫婦向け講座(開催回数:3回)及びシンポジウム(開催回数:1回)の開催	(25、58、72、74、98、134、148を含む)	再掲	生活文化局
150	地域で活躍する女性の活動を紹介するイベント	地域における女性の活躍を後押しするため、地域における様々な課題解決のために活躍している女性の事例や、女性が参加しやすい地域活動を紹介します。	東京ウィメンズプラザフォーラムにて、地域における様々な課題解決のために活躍している女性の事例や女性が参加しやすい地域活動を紹介するイベントの実施。 イベント名:女性が輝く地域づくりフォーラム「まちを元気にする女性たち 美容×世話焼き人」 開催日時:平成30年10月27日(土)午後1時30分から午後4時30分まで 参加人数:84名			生活文化局
151	共助社会づくり推進事業	都内のボランティア行動者率40%という目標を平成32年度までに達成するため、ボランティア文化の定着に向けた様々な取組を実施し、都民全体のボランティア気運を醸成します。	・誰でも気軽に短時間からボランティア活動に参加できる「#ちよいボラ」PRイベントを複数回実施し、ボランティア活動への参加機会を提供します。 ・「共助社会づくりを進めるための社会貢献大賞」表彰を実施し、継続的・先進的な活動を紹介することで、都民全体のボランティア気運を醸成します。	該当事業を追加したため予算規模を変更		生活文化局
<b>3 男女平等参画を推進する社会づくり</b>						
<b>① 政治・行政分野への参画促進</b>						
<b>ア. 政治・行政分野における男女平等参画の促進</b>						
152	採用及び職域の拡大に当たっての男女平等の徹底	採用・昇任・昇格、職務内容の決定及び教育訓練等において、男女平等の徹底を図ります。	各局で実施			各局
153	管理職選考受験の奨励	管理職選考の受験について、男女双方の職員に積極的に奨励します。	各局で実施			各局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( ) 書きはH30所管
154	東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン	女性の活躍と育児・介護と仕事の両立など、全ての職員の活躍につながる働き方改革を進めるため、時差勤務拡大をはじめとした、より柔軟な働き方の推進や、20時完全退庁・イクボス宣言による「残業ゼロ」への意識改革・職場づくり、とちょう保育園の運営等に取り組むことで、職員の生活面の充実を図るとともに、都民サービス向上につながる「ライフ・ワーク・バランス」を実現していきます。また、行政系の女性管理職比率の向上にも取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児中の職員のキャリア形成促進 (妊娠中・育休中・育休復帰後など、育児のライフステージに応じた両立支援講座の開催(開催回数:計6回程度)、男性職員の育児支援等)</li> <li>・職場の危機管理としての介護と仕事の両立支援 (介護と仕事の両立ガイドブックの活用等)</li> <li>・「ライフ・ワーク・バランス」の鍵となる働き方改革 (20時完全退庁の推進、フレックスタイム制の導入等)</li> </ul>			総務局
155	審議会等への女性委員の任用促進	審議会等における女性委員の任用率35%を早期に達成し、更なる任用率の向上を目指します。	各局で実施			各局
		☆女性委員候補者の紹介や人材情報の提供を通じて、都庁内における審議会等の女性委員の任用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性委員の任用促進に向けた状況把握調査</li> <li>・首都大学東京の女性教員名簿の提供</li> <li>・女性委員の積極的任用を依頼する知事名文書の配付</li> <li>・各局総務部長への働きかけ</li> <li>・「はばたく女性人材バンク」の活用</li> <li>・管理職向け女性委員任用率向上研修の実施</li> <li>・女性委員任用促進に係るアンケート調査の実施</li> <li>・任用促進調査の実施</li> </ul> 平成30年4月1日現在 女性委員任用率29.5%			生活文化局
<b>イ. 教育分野における男女平等参画の促進</b>						
156	東京都職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン(教育委員会)	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画として平成28年3月に改訂した「東京都職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン」に基づき、女性の活躍やライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組を進め、公立学校教育職員の管理的地位にある女性の比率を高めていきます。	教育管理職選考要綱発表時に対象者へ周知する。			教育庁
<b>② 防災・復興分野への参画促進</b>						
<b>ア. 防災における男女平等参画の促進</b>						
157	女性防災人材の育成	地域で防災活動を支える女性の育成、さらには災害時に女性を取り巻く環境の向上を目指すため、これまで地域防災活動に参加していなかった女性層を掘り起こし、女性人材の裾野を広げた上で、女性リーダーとして活躍できる人材を育成します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災の基礎知識を学ぶ「防災ウーマンセミナー」の実施(4回)</li> <li>・リーダー的人材を育成する「防災コーディネーター育成研修会」の実施(2回)</li> </ul>			総務局
158	「東京くらし防災」の活用促進	平成29年度に作成した女性視点の防災ブック「東京くらし防災」の活用促進を図り、都民への防災普及啓発を推進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練やイベント等において、親子のできる災害の備えなどの体験型の普及啓発を実施</li> <li>・人気女性雑誌を活用し、実際に取り組んだ防災対策の事例を募集し、広く紹介する取組を実施</li> </ul>			総務局
159	防災(語学)ボランティア	災害時に語学能力を活用して被災外国人等を支援するため、男女を問わず「東京都防災(語学)ボランティア」を募集・登録し、災害時の体制を整備するとともに、防災の現場における男女平等参画を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年4月1日現在:15言語 690人登録</li> <li>・防災(語学)ボランティアのスキルアップを目指し、実践に即した研修を講義形式やワークショップ等多様なメニューで実施。</li> </ul>			生活文化局
160	防火防災訓練の推進による地域全体の防災力の強化	地域全体の防災力を高めるため、消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織や福祉関係者が連携した訓練を推進します。	家庭内の安全対策の推進者として、また、地域の防災リーダーとして地域住民に対する防火防災思想の普及が期待されている女性防火組織に対する指導を実施。特に、女性防火組織では家庭及び地域の安全を主眼とした活動、各地域の地域特性に配慮した指導を推進。			東京消防庁

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( )書きはH30所管
161	消防団活動継続のための環境整備	消防団員募集活動を推進し定員の充足を図るとともに、団員の生活に配慮した訓練方法・訓練時間を工夫する等の方策により、消防団員の仕事や家庭との両立を図ります。	女性、学生及び企業等の対象に応じたリーフレット、消防団ホームページ及びポスティング広告等を活用した募集広報を推進するとともに、女性消防団員の処遇改善のため、定期健康診断の検査項目に子宮頸がん検査及び乳がん検査を追加。また、活動能力等の向上のため、女性消防団員研修を実施。			東京消防庁
<b>③ 教育・学習の充実</b>						
<b>ア. 学校での男女平等</b>						
162	学校における人権教育の実施	学校が、学習指導要領を踏まえ、「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、教育活動全体を通して組織的・計画的に適正な男女平等教育を実施するよう、指導計画の作成など指導内容の改善のための指導・助言を行います。	人権教育研究協議会における講義、学校訪問における指導・助言、人権教育プログラムへの関連資料の掲載			教育庁
		職層に応じた人権教育研究協議会を実施します。	園長・校長対象4回、副園長・副校長対象4回、主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭等対象 4回等			教育庁
		区市教育委員会等との連携を通し、人権教育指導推進委員会を開催し、研究・協議を行います。	区市町村教育委員会指導主事等対象 4回			教育庁
		各学校における校内研修等で活用するよう、人権教育の手引きである「人権教育プログラム」に適正な指導資料を掲載します。	71,000部作成し、都内公立幼稚園・公立学校教員等に配布			教育庁
163	人権教育に関する指導内容や方法の改善・充実	各学校で、学習指導要領を踏まえ、「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、教職員が男女平等教育について正しい理解と認識を深め、指導内容や方法の改善、充実、効果的な教材の開発等を行うよう校内研修を支援します。	・指導訪問で校内研修等における指導・助言 ・人権尊重教育推進校 50校			教育庁
		全都の公立学校の中から人権尊重教育推進校を指定し、その研究・実践の成果を全都に普及します。				教育庁
164	都立高校における男女別定員制の緩和	男女別募集人数の9割までを総合成績の順に決定し、1割に相当する人員を男女合同の総合成績により決定することにより、男女別定員制の緩和を図ります。	31校で実施			教育庁
165	インターンシップの推進	就業体験を通じて、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育成するため、これまでのインターンシップ実施校の実績を踏まえ、インターンシップを効果的に推進するとともに、就業体験の受入先の開拓を進めます。	・学校外の学修としての単位認定や総合的な学習の時間への位置付け、及び特色ある教育課程の編成に向けた一層の推進 ・都独自教科「人間と社会」の体験活動の一つとして、インターンシップの実施機会の設定			教育庁
166	わく(Work)わく(Work)Week Tokyo (中学生の職場体験)の推進	都内区市町村教育委員会や公立中学校に対し、中学生の職場体験事業(わくわくWeek Tokyo)への参加を呼びかけます。(再掲 No.49参照)	都内全公立中学校に在学する約7万4,000人の中学生が参加。	31年度から生活文化局へ移管	再掲	生活文化局 (青少年・治安対策本部)
		公的施設・事業所や一般企業など、受入先を開拓し、5日間程度、中学生の職場体験を実施します。(再掲 No.49参照)	都内公立中学校の生徒が、5日間程度学校を離れ、地域商店や事業所、地元企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験する。 都内全公立中学校で実施予定。	31年度から生活文化局へ移管	再掲	生活文化局 (青少年・治安対策本部)
		中学生の職場体験推進協議会及び都庁内推進会議を企画・運営します。(再掲 No.49参照)	○推進協議会：庁外の65の民間団体・公的機関が、中学生の受け入れについて情報共有する。 ○推進会議：庁内各局の担当者が中学生の受け入れについて情報共有する。	31年度から生活文化局へ移管	再掲	生活文化局 (青少年・治安対策本部)

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( )書きはH30所管
		都内の公立中学校に「受入事業所一覧」を提供します。また普及啓発のためのリーフレット等を提供します。(再掲 No.49参照)	○受入事業所一覧：約2,300か所の事業所についての情報を、都内全公立中学校に提供。 ○リーフレット：希望する中学校や新規受入事業所に随時発送。	31年度から生活文化局へ移管	再掲	生活文化局 (青少年・治安対策本部)
		都民の意識啓発・機運の醸成を図るため、中学生の職場体験報告書を作成・配布します。また、東京都教育庁と職場体験発表会を開催します。(再掲 No.49参照)	○報告書：5,300部発行。都内各中学校や教育委員会、事業者等に発送。 ○発表会：都内各教育委員会、推進協議会委員、推進会議委員等約150名が出席	31年度から生活文化局へ移管	再掲	生活文化局 (青少年・治安対策本部)
		中学生が、5日間程度学校を離れて地域の商店及び企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験することを通して、男女平等参画社会の一員としての自覚を促すとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成します。(再掲 No.49参照)	・3～5日 約621校 実施		再掲	教育庁
167	進路指導の充実	学校が、キャリア教育の視点に立った進路指導の内容及び方法の工夫・改善を図り、組織的・計画的に推進できるよう支援します。	・キャリア教育教師用引書の活用 ・外部人材の導入・活用の促進等を図るためのリーフレットの活用			教育庁
<b>イ. 研修・情報提供</b>						
168	教職員への人権研修の実施	人権課題「女性」等について、今日の人権教育推進に関わる国際的な動向や東京都教育委員会の基本的な考え方、当面する人権教育推進上の諸課題について理解を深め、各学校における具体的な推進を図ることができるよう、教職員への研修を実施します。	・教育管理職候補者研修 368名 年1回開催 ・初任者等研修 578名 年1回開催 ・中堅教諭等資質向上研修 420名 年3回開催 ・専門性向上研修(人権教育Ⅱ) 33名 年1回開催			教育庁
169	社会教育関係職員等研修の実施	社会教育関係指導者等を対象に、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施します。	年18回			教育庁
170	情報資料の収集と提供	人権問題への正しい理解と認識を深めるため、社会教育関係指導者を対象とした人権啓発資料を作成、配付します。	(1)広報誌「とうきょうの地域教育」 各18,000部 年4回発行 (2)人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」 105,000部			教育庁 教育庁
171	都立学校公開講座	都民の生涯学習の幅広いニーズに応えるとともに、開かれた学校の実現を目指して、都立学校の教育機能を開放し学習機会を提供します。	全都立学校 373講座			教育庁
172	自主学習活動の支援	東京ウィメンズプラザの施設の利用・貸出を通じて、男女平等参画に関する学習活動を支援します。	ホール、会議室、保育室、ワーキングルーム等の貸出等			生活文化局
173	職業訓練の実施	都立職業能力開発センター等において、求職者を対象として就職に必要な知識・技能を習得できるよう職業訓練を実施するとともに、在職者を対象にしたキャリアアップのための短期訓練も行います。また、資格取得や訓練内容等の情報提供の充実を図ります。(再掲 No.21参照)	職業能力開発センター・校、国立・都営の東京障害者職業能力開発校で実施 13か所 求職者向け：入校4,715名 (施設内訓練 2,926名) (委託訓練 1,789名) 在職者向け：受講14,592名		再掲	産業労働局
<b>④ 社会制度・慣行の見直し</b>						
<b>ア. 都庁内における対応</b>						
174	都職員の旧姓使用	旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認められるものを除き、都職員の申出により、旧姓を使用することができます。	平成14年4月から実施 平成30年2月から使用可能範囲拡大			総務局 各局



No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( ) 書きはH30所管
179	母子保健医療に関する相談事業 ・情報提供事業	電話相談「子供の健康相談室」(小児救急相談) 母子の健全な育成を図り、小児救急医療の前段階での安心の確保のため、区市町村保健センター等が閉庁する平日夜間・休日に、子供の健康や救急に関して、看護師や保健師等、また、必要に応じて小児科医師が専門的な立場から電話での相談に応じます。	相談日時：月曜日から金曜日 午後6時から午後11時まで 土日・休日・年末年始 午前9時から午後11時まで			福祉保健局
		SIDS電話相談 SIDS(乳幼児突然死症候群)をはじめ、病気、事故、流産、死産等で子供を亡くした家族等の精神的支援を行うため、保健師及び体験者が相談に応じます。	相談日時：毎週金曜日(休日及び年末年始は除く) 午前10時から午後4時まで			福祉保健局
		TOKYO子育て情報サービス 妊娠、子育て及び子供の事故防止等に関する情報を365日24時間、電話(音声自動応答システム)とインターネットにより提供します	子育てベビーガイド 101項目 子供の事故防止・応急手当ガイド 100項目 東京都からのお知らせ 21項目			福祉保健局
		東京都子ども医療ガイド インターネットを通じて、子供の病気やけがへの対処の仕方、病気の基礎知識などの医療情報や子育ての情報などを分かりやすく提供します。	インターネットによる情報提供			福祉保健局
180	医療費の助成等	妊娠高血圧症候群等医療費の助成 妊産婦の死亡原因となるとともに、出生児に対する影響も著しい妊娠高血圧症候群等に罹患している妊婦が早期に適切な医療を受けることを容易にするため、必要な医療費の助成を行います。	延べ 24件(区部、保健所政令市を除く)			福祉保健局
		入院助産 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合、妊産婦に対し助産施設において助産を行います。	認定者数 606人			福祉保健局
181	不妊治療費の助成	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精と顕微授精に要する費用の助成を行います。	延べ 16,592件			福祉保健局
182	不妊検査等助成	不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成します。	助成件数 5,190件			福祉保健局
<b>イ. 各年代に応じた健康支援及び性教育</b>						
183	学校における性教育の改善・充実	各学校における性教育の全体計画及び年間指導計画の工夫や作成について、「性教育の手引」等を活用し、児童・生徒の人格の完成を目指す「人間教育」の一環として、人間尊重の精神に基づいて性教育を適正に行うことができるよう支援します。 研修会等を通して、児童・生徒の健康的なライフスタイルの確立を目指した性教育に関する指導方法の工夫・改善を行うことができるよう教員の授業力の向上を図ります。 区市町村教育委員会と連携し、公立学校における適正な性教育の実施及びその定着を図ります。	「性教育の手引」改訂、区市町村教育委員会主催の研修会、学校訪問指導 学校訪問指導 体育健康教育担当指導主事連絡協議会、学校訪問指導			教育庁
184	性感染症対策・エイズ対策	性感染症検査保健所、南新宿及び多摩地域の検査・相談室でHIVと梅毒の検査を行います。検査時にカウンセリングを行い、陽性者に対しては治療を勧めます。	性感染症検査 25,882件 ※梅毒の検査体制を強化 ・南新宿検査・相談室における検査日を週3日から毎日に拡充 ・多摩地域検査・相談室において新規に検査を実施			福祉保健局



No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( )書きはH30所管
		<p>性感染症普及啓発活動パンフレットの作成や啓発イベントの開催を通じて、性感染症の正しい知識の普及啓発を図ります。</p> <p>HIV／エイズ相談検診体制HIV／エイズは早期発見、早期治療が重要であるため、保健所等において無料・匿名でHIV検査を実施します。東京都南新宿検査・相談室等では土曜・日曜・平日夜間にHIV検査を実施しています。また、検診・相談を通じてHIV／エイズに関する偏見のない社会づくりを目指します。</p>	<p>○「STI 性感染症ってどんな病気？」の印刷45,000部</p> <p>○梅毒対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター・リーフレットの作成・配布</li> <li>・ホームページの作成</li> </ul> <p>HIV／エイズ相談・検診体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南新宿検査・相談室 平日夜間、土曜・日曜</li> <li>・都保健所 週1回 3か所</li> <li>・多摩地域検査・相談室 土曜</li> </ul> <p>※特別区保健所、八王子市保健所、町田市保健所においても、月1回～4回程度、無料・匿名でHIV検査及び相談を実施</p>			福祉保健局
185	エイズ啓発拠点事業の充実・強化	繁華街等に集まる若者をターゲットにエイズ啓発拠点（ふぉー・てぃー）事業を実施するとともに、繁華街での広報活動による情報発信を実施するなど、さらに効果的な予防啓発を図ります。	都内の青少年施設や大学等での啓発活動、インターネットや雑誌広告等の実施			福祉保健局
186	エイズ対策普及啓発活動の強化	若年層に対する普及啓発として、同年代の仲間同士（＝ピア）と一緒にエイズのことを考えながら、エイズ予防や感染者への偏見・差別をなくすための活動を、地域の教育機関等と連携しながら、保健所（多摩地域）・東京都看護協会（23区）が実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアエデュケーターの養成 23人</li> <li>・ピアエデュケーターの派遣 18回</li> </ul>			福祉保健局
187	生涯を通じた女性の健康支援	女性の心身の健康に関する相談指導や不妊や不育に関する相談を行うとともに、相談・指導に従事する者の養成・資質向上のための講習会や研修を行います。また、妊娠等に関する正確な知識が広まるように普及啓発を行います。	<p>女性のための健康ホットライン 通年</p> <p>不妊・不育ホットライン 通年</p> <p>相談指導（相談指導員養成） 通年</p> <p>不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発 通年</p> <p>妊娠相談ほっとライン 通年</p>			福祉保健局
188	女性専用外来の設置	女性特有の身体症状（疾患）やストレスなどによる心身の変調などを対象に、女性医師が「女性の心身を総合的に診察する。」専門外来を実施します。	原則として電話による予約制で、一人あたりの診療時間は30分程度			病院経営本部
359	女性医療の充実	様々な診療科及び多職種による連携の下、思春期から妊娠の前段階、妊娠、出産、子育て／仕事、更年期、老年期と女性のライフステージに応じた医療及び支援を切れ目なく提供する体制を整備します。	<p>○大塚病院において、女性医療の充実に向けて方向性を検討</p> <p>○多摩メディカル・キャンパス整備基本計画を踏まえ、レディースエリアの設置に向けて具体的に検討</p>			病院経営本部
360	女性の健康等に関する普及啓発	都立病院の医療スタッフが、自治体の健康づくり部門や保健所、民間と連携し、女性に関する医療や健康づくり情報の普及啓発及び情報発信を行います。	<p>○大塚病院において、妊娠・出産、女性特有の疾患等に関する公開講座を開催</p> <p>○大塚病院において、女性に関する医療・健康に関する情報を発信</p>			病院経営本部

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( ) 書きはH30所管
189	ウェルネス・チャレンジ	都民一人ひとりが望ましい生活習慣を継続して実践し、生活習慣病の発症・重症化予防を図るため、区市町村や民間団体等と連携し、都民自らが負担感のない生活習慣の改善を実践できるよう、普及啓発及び環境整備を行います。	<p>&lt;あと10分歩こうキャンペーン&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅階段表示、駅構内掲示ポスター、床サイン、中吊ポスターの実施(都営大江戸線)</li> <li>・ポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」の拡充</li> </ul> <p>&lt;野菜を食べる！習慣づくり&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜たっぷり簡単レシピの作成・普及</li> </ul> <p>&lt;地域における食生活改善普及事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドブック「野菜、あと一皿」等を活用した普及啓発</li> </ul>			福祉保健局
190	「ちょっと実行、ずっと健康。」ウォーキングマップ作成・活用事業	健康づくりの視点を取り入れた「『ちょっと実行、ずっと健康。』ウォーキングマップ」(以下「マップ」という。)を作成し、マップを活用したウォーキングイベントや健康づくり事業に取り組む区市町村を支援します。	医療保健政策区市町村包括補助事業で実施			福祉保健局
191	地域のつながりを通じた生活習慣改善推進事業	地域のつながりが豊かなほど住民の健康状態がよいという報告があることから、住民の地域とのつながりを醸成するような生活習慣の改善のための普及啓発事業や健康教育等に取り組む区市町村を支援します。	医療保健政策区市町村包括補助事業で実施			福祉保健局
192	女性のがん対策強化事業	女性特有のがん検診(子宮頸がん及び乳がん)について、検診の重要性を訴え、がんの予防と早期発見につなげるため、広く普及啓発を行います。	<p>(1) 乳がん 乳がん月間を中心としたピンクリボン運動</p> <p>(2) 職域で受診機会のない女性向け(女性の健康週間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人式を活用した検診受診開始年齢の20歳向け普及啓発</li> <li>・フリーペーパーの作成・配布</li> </ul>			福祉保健局
193	自殺総合対策東京会議	東京の自殺の現状を把握し、関係機関と連携して総合的な自殺対策を検討するとともに、自殺対策計画を策定していきます。また、区市町村において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう地域自殺対策推進センターを設置し、区市町村への支援体制を強化します。	<p>自殺総合対策東京会議 2回/年</p> <p>計画策定部会 2回/年</p> <p>重点施策部会 1回/年</p>			福祉保健局
194	自殺問題に関する普及啓発	自殺問題の実態や社会的取組の必要性について、都民、企業等の理解の増進と協力を進めるため、関係機関とともに都民的な運動を展開します。	自殺防止！東京キャンペーン 2回/年			福祉保健局
195	「ゲートキーパー」の養成	地域や職場などで、相手の心身不調のサインに気付き、専門機関による相談等へつなぎ、協働して取り組む役割を担う人材である「ゲートキーパー」の養成を支援します。	(平成27年度で事業は終了しているが、関係機関等からの依頼を受けた場合に、講師派遣を行う「出前研修」を実施している。)			福祉保健局
196	「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」の構築	自殺の背景にある複合的な問題に対応するため、保健医療、労働、法律分野の相談機関や民間関係団体等の構成による重層的な相談・支援のネットワークを構築します。また、遺族への適切な情報提供など、遺族を支援する取組を進めます。	<p>62機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口一覧リーフレットの配布</li> <li>・遺族支援リーフレットの配布</li> </ul>			福祉保健局
197	夜間こころの電話相談事業	通常の相談機関が開設していない時間帯(17時から22時)において相談を受け付け、うつ病等の病状悪化や自殺防止を図ります。	準夜間帯における電話相談			福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( ) 書きはH30所管
198	東京都自殺相談ダイヤル～こころ といのちのほっとライン～	自殺専用の相談電話を設置し、電話相談に対応する相談員の人材育成を行うことにより、自殺念慮者の相談に応じるとともに、適切な相談機関につなげることで自殺防止を図ります。	365日（受付は午後2時から翌朝午前5時半まで）			福祉保健局
199	地域自殺対策強化事業	地域の実情を踏まえた効果的な自殺対策事業に補助を行います。	区市町村及び民間団体が実施する自殺対策事業への補助			福祉保健局
326	S N S 自殺相談	若年層に対する自殺防止対策を強化するため、S N S を活用した自殺相談を実施します。	L I N E による自殺相談（受付は午後5時から午後9時半）			福祉保健局
362	女性アスリートへの支援（普及啓 発冊子の作成）	女性アスリート特有の健康上の課題と対応等を記載した冊子を作成し、都内競技団体等を通じてジュニア層や指導者等に普及啓発します。	都が実施する競技力向上事業を活用し、参加者である女性アスリートに冊子等を用いて普及啓発を促進	H30年度冊子作成		オリンピック・ パラリンピック 準備局

### 領域Ⅲ. 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

#### ① ひとり親家庭への支援

##### ア. ひとり親家庭の相談や就業支援等

200	東京都ひとり親家庭支援センター 事業	東京都ひとり親家庭支援センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、ひとり親家庭及びその関係者に対し、生活相談、就業相談、養育費相談、面会交流支援、離婚前後の法律相談、就職情報の提供などの各種支援策を実施します。	生活相談（通年） 就業相談（通年） 養育費相談（通年） 面会交流支援（通年） 離婚前後の法律相談（通年）			福祉保健局
201	母子・父子自立支援員の活動	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	都内母子・父子自立支援員に対して都が研修を実施 （新任研修3回現任研修3回）			福祉保健局
202	ひとり親家庭等生活向上事業の実 施	ひとり親家庭に対して区市町村が実施する学習支援ボランティア事業や相談事業など、各種生活支援事業への補助を行います。	区市町村補助事業（21区市）			福祉保健局
203	ひとり親家庭等在宅就業推進事業	在宅就業を希望するひとり親等に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネータがサポートを行います。	在宅就業コーディネーターの配置 被支援者に対する在宅業務の発注又は受注環境の提供 被支援者に対する納品までの相談支援等 その他在宅就業支援に関すること			福祉保健局
204	高等学校卒業程度認定試験合格支 援事業	ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給します。	都事業（13町村）			福祉保健局
205	母子家庭及び父子家庭自立支援給 付金事業	町村部に居住する母子家庭の母親及び父子家庭の父親の就業を支援するため、教育訓練や国家資格取得に要する費用の一部を支給します。	都実施事業（13町村）			福祉保健局
206	東京都ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付けます。	社会福祉法人東京都社会福祉協議会において、ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対して貸付を実施			福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( ) 書きはH30所管
207	母子・父子自立支援プログラム策定事業	町村部に居住し、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の就業自立を促進するため、自立支援プログラムに基づく就労支援を行います。(区市居住者は各区市が実施)	都実施事業(13町村)			福祉保健局
208	ひとり親家庭相談窓口強化事業	就業支援専門員がひとり親家庭に対して、職業能力の向上や求職活動等、就業についての相談・支援を行います。母子・父子自立支援員と連携し、総合的な支援体制を提供します。	都実施事業(13町村)			福祉保健局
209	職業訓練の実施(母子家庭の母等に対する職業訓練)	公共職業訓練を受講する母子家庭の母等に対し、受講期間中、訓練手当を支給します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練の受講機会を確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業訓練手当の支給 (No.21一部参照)</li> <li>母子家庭の母等の職業的自立促進(委託訓練) 入校8名</li> </ul>			産業労働局 産業労働局
210	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業補助	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して補助します。	全市(区部は財政調整交付金により実施)			福祉保健局
211	児童扶養手当・児童育成手当(育成手当)の支給	ひとり親家庭等に対する児童扶養手当又は児童育成手当(育成手当)の支給により、ひとり親家庭等を経済的に支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当 都実施は町村部</li> <li>児童育成手当(育成手当) 区部は財政調整交付金により実施</li> </ul>			福祉保健局
212	母子及び父子福祉資金の貸付	ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援します。	4,774件			福祉保健局
213	ひとり親家庭に対する都営住宅の入居機会の拡大	ひとり親家庭の都営住宅の入居機会を拡大するため、世帯向け募集における当選倍率の優遇、ポイント方式による募集、母子生活支援施設転出者向け特別割当て等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポイント方式による募集年2回募集(2月、8月)</li> <li>世帯向け募集における当選倍率の優遇(7倍)年2回募集(5月、11月)</li> <li>母子生活支援施設転出者向け特別割当て年2回割当て40戸程度(年間)</li> </ul>			住宅政策本部 (都市整備局)
<b>イ. 保育サービス等の整備</b>						
214	保育サービスの拡充	認可保育所や認証保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、地域のニーズに応じた多様な保育サービスの整備を推進します。(再掲 No.26, No.99参照)	国の保育所等整備交付金ほか、都独自の「待機児童解消区市町村支援事業」により、保育所等の施設整備にかかる事業者及び区市町村の負担を軽減。		再掲	福祉保健局
215	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の整備を推進します。主に駅前に設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型があります。(再掲 No.27, No.100参照)	A型 143 か所、B型 18か所		再掲	福祉保健局
216	認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園の整備を推進します。(再掲 No.35, No.108参照)	開設準備経費補助(国制度) 5施設 (国制度の対象にならない場合は子供家庭支援区市町村包括補助事業で対応)		再掲	福祉保健局
		就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。(再掲 No.35, No.108参照)	開設準備経費等への補助:4園		再掲	生活文化局
			区市町村立の幼稚園が認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く)として認定を受ける場合、条例、規則の変更等を都教育庁へ届出することとなっている。認定を受けた公立幼稚園は、幼稚園型認定こども園の3園(平成31年4月1日現在)である。		再掲	教育庁

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( ) 書きはH30所管
217	一時預かり事業補助	保護者の疾病や災害等に伴い、緊急・一時的な保育を必要とする時、また育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てできる環境を整備する。(再掲 No.116参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般型 695,040人</li> <li>余裕活用型 6,006人</li> <li>都単独型 23,951人</li> </ul>		再掲	福祉保健局
218	定期利用保育事業補助	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態に多様に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育することで、安心して子育てできる環境を整備します。(再掲 No.117参照)	定期利用保育事業 229,769人		再掲	福祉保健局
219	学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。(再掲 No.121参照)	2,393単位 (子ども・子育て支援交付金により実施)		再掲	福祉保健局
220	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の推進	育児の手助けをしたい人(提供会員)と手助けを受けたい人(依頼会員)が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。(再掲 No.124参照)	子供家庭支援区市町村包括補助及び子ども・子育て支援交付金により実施		再掲	福祉保健局
327	ベビーシッター利用支援事業	待機児童の保護者や、育児休業を1年間取得し復職した保護者が、保育所等への入所決定までの間、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を区市町村と連携して助成します。再掲No.307 No.319参照)	月上限305,600円		再掲	福祉保健局
<b>② 高齢者への支援</b>						
<b>ア. 地域における高齢者への支援</b>						
221	緊急通報システム及び火災安全システムの整備支援	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の安全を確保するため、緊急通報システム及び火災安全システムの普及促進を図り、在宅高齢者が家庭内で緊急事態に陥ったとき、又は火災が発生したときに、東京消防庁等へ自動通報することにより、迅速な救援・救助活動を行います。	高齢社会対策区市町村包括補助事業にて対応			福祉保健局
		一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の安全を確保するため、緊急通報システム及び火災安全システムの普及促進を図り、在宅高齢者が家庭内で緊急事態に陥ったとき、又は火災が発生したときに、東京消防庁等へ自動通報することにより、迅速な救援・救助活動を行います。	一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等に対し、緊急通報システム及び火災安全システムの普及促進を図ることで、安全を確保するとともに緊急通報システム受信業務及び火災安全システム受信業務を通じて迅速な救援・救助活動を実施。			東京消防庁
222	シルバーピアの整備	高齢者が住み慣れた地域社会の中で安心して生活できるよう、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員又はワーカー(管理人)を配置し、バリアフリー化等、高齢者向けに配慮された公的賃貸住宅を整備する区市町村を支援していきます。	高齢社会対策区市町村包括補助事業として対応			福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( ) 書きはH30所管
		一人暮らしの高齢者等が地域の中で生活を続けられるよう、高齢者向けに配慮した集合住宅に安否確認や緊急時対応等を行うワーカー（管理人）又はL S A（生活援助員）を配置し、連携する在宅介護支援センター等からサービスを受けられるシルバーピア事業を実施します。	0戸（都営住宅（シルバーピア）の建設等）	（債務負担行為額含む）		住宅政策本部 （都市整備局）
223	サービス付き高齢者向け住宅等の登録・閲覧制度	バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅や、東京シニア円滑入居賃貸住宅※（高齢者の入居を拒まない賃貸住宅）を登録し、その情報を広く提供します。 ※東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度については、同様の住宅セーフティネット制度ができたため、令和元年度末を以て終了予定	平成23年10月、高齢者住まい法の改正に伴い、「サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度」開始。また、都で定める一定の基準を満たす高齢者の入居を拒まない賃貸住宅について「東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度」を実施			住宅政策本部 （都市整備局）
224	サービス付き高齢者向け住宅の供給助成	バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供する高齢者向け住宅の整備費や家賃等の助成を行う等により、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。	1,037戸			住宅政策本部 （都市整備局）
	東京都高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成	バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス等を提供する高齢者向け住宅の整備費や家賃等の助成を行う区市町村を支援することにより、東京都高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進します。				住宅政策本部 （都市整備局）
225	高齢者等入居支援事業「あんしん居住制度」	賃貸住宅に入居する高齢者等及び家主双方が安心して入居・賃貸できるよう、利用者（高齢者等）の費用負担による、見守り・葬儀の実施等のサービスを実施します。（公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業）	（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業 平成22年7月、「あんしん居住制度」と名称を変更するとともに、「持ち家」も対象に広げる等、条件を緩和 （旧名称：「あんしん入居制度」）			住宅政策本部 （都市整備局）
226	単身者向け都営住宅の公募	住宅に困窮している高齢単身者に対して、居住の場としての都営住宅を供給します。	年4回募集（2月、5月、8月、11月）			住宅政策本部 （都市整備局）
227	ウェルネス・チャレンジ	都民一人ひとりが望ましい生活習慣を継続して実践し、生活習慣病の発症・重症化予防を図るため、区市町村や民間団体等と連携し、都民自らが負担感のない生活習慣の改善を実践できるよう、普及啓発及び環境整備を行います。 （再掲 No.189参照）	＜あと10分歩こうキャンペーン＞ ・駅階段表示、駅構内掲示ポスター、床サイン、中吊ポスターの実施（都営大江戸線） ・ポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」の拡充 ＜野菜を食べる！習慣づくり＞ ・野菜たっぷり簡単レシピの作成・普及 ＜地域における食生活改善普及事業＞ ・ガイドブック「野菜、あと一皿」等を活用した普及啓発		再掲	福祉保健局
228	「ちょっと実行、ずっと健康。」ウォーキングマップ作成・活用事業	健康づくりの視点を取り入れた「『ちょっと実行、ずっと健康。』ウォーキングマップ」（以下「マップ」という。）を作成し、マップを活用したウォーキングイベントや健康づくり事業に取り組む区市町村を支援します。（再掲 No.190参照）	医療保健政策区市町村包括補助事業で実施		再掲	福祉保健局
229	地域のつながりを通じた生活習慣改善推進事業	地域のつながりが豊かなほど住民の健康状態がよいという報告があることから、住民の地域とのつながりを醸成するような生活習慣の改善のための普及啓発事業や健康教育等に取り組む区市町村を支援します。（再掲 No.191参照）	医療保健政策区市町村包括補助事業で実施		再掲	福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( )書きはH30所管
230	高齢者の雇用就業支援事業	東京しごとセンターにおいて、雇用・就業に係る総合的なサービスを提供する中で、働く意欲をもつ高齢者に対する就業相談、キャリアカウンセリング、就業支援セミナー等の実施により高齢者の就業を支援します。	しごとセンターにおける支援			産業労働局
231	職業訓練の実施（高齢者訓練）	都立職業能力開発センターにおいて高齢者向けの職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関を活用した委託訓練を実施することにより、高齢者の就業を支援します。	・高齢者向け訓練 入校602名 ・高齢者向け委託訓練 入校571名 (No.21一部参照)			産業労働局
232	はつらつ高齢者就業機会創出支援事業	身近な地域で、高齢者を対象にした就業相談や就業情報の提供、あっせんを行う拠点を区市町村と共同して整備します。	12区市に補助			産業労働局
233	シルバー人材センター事業の推進	シルバー人材センターの運営に必要な経費を区市町村を通じて補助します。	58区市町村に補助			産業労働局
<b>イ. 行動しやすいまちづくり</b>						
234	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。（再掲 No.135参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉のまちづくり推進協議会等の開催</li> <li>福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務</li> <li>福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈</li> <li>インターネットを活用した情報提供</li> <li>条例、ガイドライン等の周知、普及・推進</li> <li>福祉のまちづくり推進計画の改定</li> </ul>		再掲	福祉保健局
235	福祉のまちづくり事業の実施	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業（再掲 No.136参照）	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業45両		再掲	都市整備局
		鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業）（東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等）（再掲 No.136参照）	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業） 19駅		再掲	都市整備局
		鉄道駅エレベーター等整備事業（再掲 No.136参照）	エレベーター 供用開始 6駅6基 (年度末累計 106駅 236基)		再掲	交通局
			エスカレーター 供用開始1駅3基 (年度末累計 104駅 785基)		再掲	交通局
		ノンステップバスの導入（再掲 No.136参照）	平成24年度以降全車ノンステップ化		再掲	交通局
		フルフラットバスの導入（再掲 No.136参照）	フルフラットバスの導入 (平成30年度に29両導入)		再掲	交通局
		マタニティマークの普及への協力（再掲 No.136参照）	都営地下鉄各駅及び日暮里・舎人ライナー日暮里駅の駅長事務室で配布		再掲	交通局
364	ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業	障害者等を含む住民参加による建築物や公園等の点検を行い、その意見を踏まえた改修を行う区市町村を支援する。また公共施設のトイレの洋式化及び女子トイレの増設等に取り組む区市町村を支援します。（再掲 No.350参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインのまちづくり住民参加推進事業 9区市町村</li> <li>ユニバーサルデザインのまちづくり緊急整備事業 7区市町村</li> <li>公共施設のトイレの洋式化 998基</li> </ul>		再掲	福祉保健局
236	心と情報のバリアフリーに向けた普及・推進	全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりを推進するため、様々な障害特性等に配慮し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する情報バリアフリーや、思いやりの心を醸成する心のバリアフリーの取組を行う区市町村を支援します。（再掲 No.137参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「心のバリアフリー」普及啓発ポスターコンクールの実施</li> <li>障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発活動</li> <li>「とうきょうユニバーサルデザインナビ」を通じた情報提供</li> </ul>		再掲	福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( ) 書きはH30所管
<b>③ 若年層への支援</b>						
<b>ア. 若年層への支援</b>						
237	若年者の雇用就業支援事業	若者の就職支援のために、東京しごとセンターにヤングコーナーを設け、ワンストップサービスを展開します。個々の状況に応じたきめ細かな相談やカウンセリングに加え、セミナーや合同企業説明会、企業見学等により、若者を就業に結びつけます。	しごとセンターヤングコーナーにおける支援			産業労働局
238	職業訓練の実施（若年者能力開発訓練）	都立職業能力開発センターにおいて、中卒者・高校中退者等、主に就業経験の無い若年者等を対象に、職業に必要な知識・技能に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練を実施し、若年者の就業を支援します。また、複数の業種や、企画・製造・販売等の一連の業務を訓練し、若年者の適性や希望にあった業種・職種の選択を支援します。	・若年者能力開発訓練 入校103名 (No. 21一部参照)			産業労働局
239	キャリアデザイン意識の醸成	若者の将来を見据えたキャリアデザイン意識の醸成を図るため、大学生向け教材「キャリアデザインコンテンツ」の普及について、さらに対象を広げて実施していきます。 (再掲 No.22, No.47参照)	より活用しやすい「キャリアデザインコンテンツ」への改修 ・HPのリニューアル ・柔軟に活用できるメニューの作成		再掲	生活文化局
<b>④ 障害者への支援</b>						
<b>ア. 障害者への支援</b>						
240	職員対応要領の遵守	不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について、職員対応要領を遵守し、適切に対応します。	各局で実施			各局
241	共生社会実現に向けた障害者理解促進事業	障害者差別解消法に基づき、東京都障害者差別解消支援地域協議会の運営や専門相談などの体制整備や普及啓発を行うとともに、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を図り、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します。	・東京都障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・広域支援相談員及び専門相談の体制整備 ・紛争解決のための調整委員会の設置 ・都民及び事業者向けシンポジウム等の開催 ・東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例啓発パンフレットの作成、配布 ・「ハートシティ東京」の改修、運営 ・東京都障害者差別解消法ハンドブックの更新 ・ヘルプマークの製作、配布 ・ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発			福祉保健局
<b>イ. 行動しやすいまちづくり</b>						
242	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。(再掲 No.135, No.234参照)	・福祉のまちづくり推進協議会等の開催 ・福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務 ・福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 ・インターネットを活用した情報提供 ・条例、ガイドライン等の周知、普及・推進 ・福祉のまちづくり推進計画の改定		再掲	福祉保健局
243	福祉のまちづくり事業の実施	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業（再掲No.136, No.235参照）	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業45両		再掲	都市整備局
		鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業）（東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等）（再掲 No.136, No.235参照）	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業）19駅		再掲	都市整備局



No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( ) 書きはH30所管
		鉄道駅エレベーター等整備事業（再掲 No.136, No.235参照）	エレベーター供用開始 6駅6基 （年度末累計 106駅 236基）		再掲	交通局
			エスカレーター 供用開始1駅3基 （年度末累計 104駅 785基）		再掲	交通局
		ノンステップバスの導入（再掲 No.136, No.235参照）	平成24年度以降全車ノンステップ化		再掲	交通局
		フルフラットバスの導入（再掲 No.136, No.235参照）	フルフラットバスの導入 （平成30年度に29両導入）		再掲	交通局
		マタニティマークの普及への協力（再掲 No.136参照）	都営地下鉄各駅及び日暮里・舎人ライナー日暮里駅の駅長事務室で配布		再掲	交通局
365	ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業	障害者等を含む住民参加による建築物や公園等の点検を行い、その意見を踏まえた改修を行う区市町村を支援する。また公共施設のトイレの洋式化及び女子トイレの増設等に取り組む区市町村を支援します。	・ユニバーサルデザインのまちづくり住民参加推進事業 9区市町村 ・ユニバーサルデザインのまちづくり緊急整備事業 7区市町村 ・公共施設のトイレの洋式化 998基		再掲	福祉保健局
244	心と情報のバリアフリーに向けた普及・推進	全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりを推進するため、様々な障害特性等に配慮し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する情報バリアフリーや、思いやりの心を醸成する心のバリアフリーの取組を行う区市町村を支援します。（再掲No.137, No.236参照）	・「心のバリアフリー」普及啓発ポスターコンクールの実施 ・障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発活動 ・「とうきょうユニバーサルデザインナビ」を通じた情報提供		再掲	福祉保健局
<b>⑤ 性的少数者への支援</b>						
<b>ア. 性的少数者への支援</b>						
245	普及啓発の推進	啓発用の冊子及びリーフレットの作成・配布や、イベント等でのパネル展示を行います。	冊子「みんなの人権」及びリーフレット「性的マイノリティの人権」の作成・配布、ヒューマンライツ・フェスタ東京等でのパネル展示の実施			総務局
246	男女平等参画に関する総合相談	東京ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画に関する様々な悩み相談、法律に関する相談など総合相談を実施します。	・総相談件数 23,086件 （DV相談4,967件含む） ・一般相談 ・特別相談 ・男性相談			生活文化局
247	人権問題に関する相談	東京都人権プラザにおいて、人権相談を実施します。	東京都人権プラザ ○一般相談（無料） ・電話、面接、Eメール、手紙により相談員が対応 ・月～金（祝日・年末年始を除く） ・9：30～17：30 ○法律相談（無料） ・面接（要予約）、電話により弁護士が対応 ・面接：火（毎月第4火曜日、祝日・年末年始を除く） 13：00～16：00（1件当たり40分以内） ・電話：毎月第4火曜日（祝日・年末年始を除く） 13：00～16：00（1件当たり15分以内） ○「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談（無料） ・面接（要予約） ・木（祝日・年末年始を除く） 13：00～16：00（1件当たり40分以内）			総務局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( ) 書きはH30所管
328	専門相談（性的指向及び性自認） 窓口の設置	性的指向及び性自認に関して、当事者や関係者の悩みに対する相談に応じます。	平成30年10月12日開始 東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談 火曜日・金曜日（祝日・年末年始除く） 18:00～22:00			総務局
248	東京都人権施策推進指針の推進	東京都人権施策推進指針に掲げる基本理念の下、人権施策を推進していきます。	各局で実施			各局
<b>「推進体制」</b>						
<b>推進体制</b>						
<b>ア. 都における体制</b>						
249	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議します。	・施策検討会の開催 1回（平成31年3月）			生活文化局
250	男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営します。（再掲 No.176参照）	男女平等参画推進会議 1回（平成31年3月） （1）女性の活躍推進に係る施策調査の結果等について （2）審議会等への女性委員任用促進調査の結果について （3）東京都男女平等参画推進会議等の今後について （4）女性も男性も輝くTOKYO会議における意見等		再掲	生活文化局
251	年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等施策の実施状況等を公表します。（再掲 No.77参照）	インターネットによる公表（男女平等参画の現状、施策の実施状況、意識調査の実施）		再掲	生活文化局
<b>イ. 相談（都民からの申出）</b>						
252	男女平等参画に関する総合相談	東京ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画に関する様々な悩み相談、法律に関する相談など総合相談を実施します。（再掲 No.246参照）	・総相談件数 23,086件 （DV相談4,967件含む） ・一般相談 ・特別相談 ・男性相談  東京ウィメンズプラザの運営		再掲	生活文化局
253	女性の福祉に関する一般相談	緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性等の福祉の増進を図るため、女性相談センターにおいて、電話や面接によって生活各般の相談に応じます。	女性相談センター（多摩支所を含む）の運営 ・相談件数全体 28,703件 （電話相談 27,167件、来所出張相談 1,536件）		再掲	福祉保健局
254	労働相談	賃金、昇給などの男女間の格差や職場におけるハラスメントなどに関して、労働相談情報センターにおいて、相談・あっせんを行います。	労働相談情報センター本所、5事務所 電話相談（随時）、来所相談（予約制）	(18、19、20、43、254を含む)	再掲	産業労働局
255	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議します。（再掲 No.249参照）	・施策検討会の開催 1回（平成31年3月）		再掲	生活文化局
<b>ウ. 区市町村や事業者等との連携</b>						
256・ 257	女性も男性も輝くTOKYO会議（旧男女平等参画を進める会・旧東京都女性活躍推進会議）の運営	基本条例に基づく行動計画の策定及び推進に関して、都民、事業者と都が、連携・協力して取り組む場として、H29年度に体制を見直して発足した女性も男性も輝くTOKYO会議において、総合計画の進行管理や女性活躍推進に向けた取組の検討・提案や情報発信等を実施します。	女性も男性も輝くTOKYO会議 年2回 ・平成30年度第1回（平成30年4月開催） ・平成30年度第2回（平成31年3月開催）			生活文化局

No.	事業名	事業概要	平成30年度実績 事業規模	備考	再掲	所管局 ( ) 書きはH30所管
258	区市町村との連絡会議等	都における男女平等参画の効果的推進を図るため、区市町村男女平等施策担当者連絡会議等により、意見や情報の交換を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村男女平等参画施策担当者連絡会議 年3回</li> <li>・16都道府県主管課長会議 年1回</li> <li>・大都市主管課長会議 年1回</li> </ul>			生活文化局
259	区市町村男女平等参画施策推進状況調査の実施	各区市町村における男女平等参画施策の総合的な推進状況を把握し、区市町村間の情報の共有化を図るとともに調査結果を公表し、広く都民に情報を提供します。	ホームページ上で公表			生活文化局
260	男女平等参画（女性）センター館長会議	男女平等参画（女性）センター館長会議を開催し、相互に情報交換等を行うことにより、男女平等参画社会の実現を目指します。	館長等会議 年2回			生活文化局
261	区市町村職員等への研修の実施	区市町村の相談員等や男女平等参画（女性）センター職員等に対する支援を強化し、育成を図るため、研修を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等推進担当職員研修 実務編1回、実践編1回、応用編1回</li> </ul>			生活文化局

## 東京都男女平等参画推進総合計画 平成30年度数値目標達成状況

番号	事業名	数値目標	事業掲載計画	目標年度	27年度実績	30年度実績	所管局
26	保育サービスの拡充	保育サービス利用児童数 60,000人分増	「3つのシティ」に向けた政策の強化～2020年に向けた実行プラン～、東京都子供・子育て支援総合計画（中間見直し版）	平成29年度～平成31年度末	-	16,059人分増加 （平成29年実績：16,003人増加）	福祉保健局
35	認定こども園の推進	設置数 154か所	東京都子供・子育て支援総合計画	平成31年度	118か所（平成28年4月1日現在）	145か所（平成31年4月1日現在）	福祉保健局
45	セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	該当の研修について年1回は必ず開催		平成33年度（継続実施）	○教育管理職候補者研修 211名 1回開催 ○初任者等研修 599名 1回開催 ○10年経験者研修 1,538名 1回開催	・教育管理職候補者研修 472名 年1回開催 ・主任教諭任用前研修 1900名 年1回開催 ・初任者等研修 603名 年1回開催 ・中堅教諭等資質向上研修 I 1673名 年1回開催	教育庁
(再)	保育サービスの拡充	保育サービス利用児童数 60,000人分増	「3つのシティ」に向けた政策の強化～2020年に向けた実行プラン～、東京都子供・子育て支援総合計画（中間見直し版）	平成29年度～平成31年度末	-	16,059人分増加 （平成29年実績：16,003人増加）	福祉保健局
(再)	認定こども園の推進	設置数 154か所	東京都子供・子育て支援総合計画	平成31年度	118か所（平成28年4月1日現在）	145か所（平成31年4月1日現在）	福祉保健局
119	子育てひろば機能の充実	地域支援又は利用者支援事業を行う子育て広場を62区市町村で実施	東京都子供・子育て支援総合計画	平成31年度	地域支援又は利用者支援事業を行う子育て広場を35区市町村で実施	地域支援又は利用者支援事業を行う子育て広場を37区市町村で実施	福祉保健局

## 東京都男女平等参画推進総合計画 平成30年度数値目標達成状況

番号	事業名	数値目標	事業掲載計画	目標年度	27年度実績	30年度実績	所管局
121	学童クラブ事業の充実	登録児童数19,000人増(26年度比)	「3つのシティ」に向けた政策の強化～2020年に向けた実行プラン～、東京都子供・子育て支援総合計画(中間見直し版)	平成31年度	95,741人(6,414人増)(平成28年5月1日現在)	(29年度実績) 105,805人(4,936人増) (平成30年5月1日現在)	福祉保健局
122	放課後における子供の居場所づくり	全小学校区で実施(平成28年度現在1,216小学校区。中核市である八王子市を除く。)	東京都長期ビジョン、東京都教育ビジョン、東京都子供・子育て支援総合計画	平成31年度	放課後子供教室への補助 1,099か所	1,122小学校区で実施(中核市を除く。)	教育庁
136	福祉のまちづくり事業の実施	エレベーター整備16駅		平成33年度		6駅完了	交通局
151	共助社会づくり推進事業	ボランティア行動者率40%	共助社会づくりを進めるための東京都指針	平成32年度		27.50%	生活文化局
154	東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン	行政系の管理職に占める女性の割合20%	東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン～職員誰もが生活と仕事の調和を実現できる「都庁働き方改革」の推進～(東京都特定事業主行動計画)	平成32年度	19.3%(平成28年4月1日現在)	19.8%(平成30年4月1日現在)	総務局
155	審議会等への女性委員の任用促進	審議会等における女性委員の任用率35%	東京都女性活躍推進計画	平成33年度	27.6%(平成28年4月1日現在)	29.5%(平成30年4月1日現在)	各局

# 東京都男女平等参画推進総合計画 平成30年度数値目標達成状況

番号	事業名	数値目標	事業掲載計画	目標年度	27年度実績	30年度実績	所管局
156	東京都職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン(教育委員会)	教員系の管理職に占める女性の割合22%	東京都職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン～キャリア形成を軸とした人材育成とマネジメント～(東京都教育委員会特定事業主行動計画)	平成32年度		平成30年4月1日時点 21.1%	教育庁
161	消防団活動継続のための環境整備	特別区消防団員の充足率90%以上	2020年に向けた実行プラン	平成32年度	86.7% 平成28年4月1日時点	82.1% 平成31年4月1日時点	東京消防庁
164	都立高校における男女別定員制の緩和	31校	東京都立高等学校入学者選抜実施要綱	平成33年度	35校	31校	教育庁
168	教職員への人権研修の実施	・教育管理職候補者研修(年1回)・初任者研修(年1回)・10年経験者研修(年1回)・専門性向上研修(人権教育Ⅱ)(年2回)		平成33年度(継続実施)	○教育管理職候補者研修 510名 1回開催 ○初任者研修 599名 1回開催 ○10年経験者研修 1,538名 1回開催 ○専門性向上研修・人権教育Ⅰ 47名 2回開催 ・人権教育Ⅱ・Ⅲ 34名 2回開催	・教育管理職候補者研修 368名 年1回開催 ・初任者等研修 578名 年1回開催 ・中堅教諭等資質向上研修Ⅰ 1673名 年1回開催 ・専門性向上研修(人権教育Ⅱ) 33名 年1回開催	教育庁
204	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	62区市町村	東京都子供・子育て支援総合計画、東京都ひとり親家庭自立支援計画	平成31年度	19区市町村	36区市町村	福祉保健局
207	母子・父子自立支援プログラム策定事業	62区市町村	東京都子供・子育て支援総合計画、東京都ひとり親家庭自立支援計画	平成31年度	都実施事業13町村	41区市 都実施事業13町村	福祉保健局

## 東京都男女平等参画推進総合計画 平成30年度数値目標達成状況

番号	事業名	数値目標	事業掲載計画	目標年度	27年度実績	30年度実績	所管局
(再)	保育サービスの拡充	保育サービス利用児童数 60,000人分増	「3つのシティ」に向けた政策の強化～2020年に向けた実行プラン～、東京都子供・子育て支援総合計画（中間見直し版）	平成29年度～平成31年度末	-	16,059人分増加 （平成29年実績：16,003人増加）	福祉保健局
(再)	認定こども園の推進	設置数 154か所	東京都子供・子育て支援総合計画	平成31年度	118か所（平成28年4月1日現在）	145か所（平成31年4月1日現在）	福祉保健局
(再)	学童クラブ事業の充実	登録児童数19,000人増(26年度比)	「3つのシティ」に向けた政策の強化～2020年に向けた実行プラン～、東京都子供・子育て支援総合計画（中間見直し版）	平成31年度	95,741人（6,414人増）（平成28年5月1日現在）	（29年度実績） 105,805人（4,936人増） （平成30年5月1日現在）	福祉保健局
224	(1)サービス付き高齢者向け住宅の供給助成(2)東京都高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成	28,000戸	高齢者の居住安定確保プラン ほか	平成37年度	1,533戸（平成28年3月末日現在 累計17,528戸）	1,037戸（平成31年3月末日現在 累計20,751戸）	住宅政策本部 （都市整備局）
(再)	福祉のまちづくり事業の実施	エレベーター整備16駅		平成33年度		6駅完了	交通局

様式1-2 女性活躍推進関連施策現況調査票(既存・東京都配偶者暴力対策基本計画事業)

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	事業費			再掲	所管局
①	都における普及啓発の実施	○都の広報紙やテレビやラジオ番組、ホームページやSNS等を活用するほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会を捉えて、広く都民への啓発を行います。	○広報東京都の人権特集、男女平等参画課ホームページ等における啓発、国の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた広報展開 ○東京ウィメンズプラザホームページ、メールマガジン及びツイッターで広報 ○DV等民間活動助成事業報告会を開催	1,501	1,501			生活文化局
		○配偶者等暴力に関する講演会やセミナー等の内容を充実させ、実施方法なども工夫します。	○配偶者暴力防止講演会の開催（開催回数：2回、定員：350名）	507	507			生活文化局
		○配偶者等暴力の防止に係るパンフレットやPRカード等の啓発資料に、子供の面前での配偶者暴力が児童虐待に当たるとの記述を加えるなど、内容を充実させ、様々な機会を活用して広く配布するなど、都民及び関係機関の理解を深めていきます。	○「配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいませんか」等の配布 ○国等作成のパンフレット等の配布 ○配偶者暴力相談支援センターPRカードの作成 5,000部 ○東京ウィメンズプラザ相談室利用案内の作成 10,000部	1,073	661			生活文化局
②	区市町村における普及啓発の支援	○区市町村が、広報紙等により地域住民・地域団体等に配偶者等暴力に関する理解と防止に向けた普及啓発を行うよう、働きかけます。	○日常の業務で対応 ○男女平等参画（女性）センター館長等会議等で働きかけを行う	12	12			生活文化局
		○区市町村における配偶者等暴力に関する講演会やセミナー、シンポジウムの開催において、必要に応じて情報提供を行い、取組を促します。	○日常の業務で対応（区市町村からの照会に対する講師・テーマの助言）	—	—			生活文化局
		○区市町村でも活用できるよう、都の啓発資料の配布や東京ウィメンズプラザの図書資料室に所蔵する資料の貸出しを積極的に行っていきます。	○日常の業務で対応（「配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいませんか」、若年層向け相談先周知カード「デートDVって、なんだろう？」等の配布） ○希望する自治体に配偶者暴力対策普及啓発グッズを配布 ○配偶者暴力相談支援センターPRカード、東京ウィメンズプラザ相談室利用案内等の配布	1,073	661			生活文化局
④	若年層向け啓発事業の推進	○若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。	○若年層向け相談先周知カード「デートDVって、なんだろう？」を関係機関に配布	893	481			生活文化局
		○若年層がよく利用するインターネットやSNS等の様々な媒体を活用して、交際相手からの暴力等に関する啓発を行います。	○「ネット支援室」を活用した啓発の実施	1,501	1,501			生活文化局
		○大学等の学生相談室等への資料配布や情報提供をはじめ、大学等と連携した教育・啓発活動を行います。	○若年層向け相談先周知カード「デートDVって、なんだろう？」を都内大学、短期大学、専修学校等に引き続き配布 ○セクハラ、アカハラ等の問題と同様に、大学として自主的に交際相手からの暴力の予防啓発に取り組むよう働きかけ ○職務関係者研修（教職員対象）及び配偶者暴力防止講演会の案内を送付	893	481			生活文化局
		○教職員に対し、交際相手からの暴力等についての内容を取り入れた研修の充実を図ります。	○職務関係者研修（教職員対象）の開催（開催回数：1回、テーマ：交際相手からの暴力「デートDV」～教育現場で早く気づき、適切に対応するには～、定員：150名）	569	569			生活文化局
		○医療関係者に対し、配偶者等暴力の早期発見と適切な対応についての研修等を実施します。	○職務関係者研修（医療関係者対象）の開催（開催回数：1回、定員：80名）	569	569			生活文化局
		○「医療関係者のための配偶者暴力被害者対応マニュアル」について、医療機関に向けさらなる周知を図ります。	○医療関係者向けDV対応マニュアル、シートを改定し、医療機関へ配布	893	481			生活文化局
		○医療機関、医師会等の協力のもとに、被害通報先や支援のための関係機関情報の周知徹底を図ります。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用した周知 ○医療関係者向けDV対応マニュアル、シートを改定し、医療機関へ配布	893	481			生活文化局



様式1-2 女性活躍推進関連施策現況調査票(既存・東京都配偶者暴力対策基本計画事業)

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	事業費			再掲	所管局
		○特に、配偶者等暴力被害者と接する機会を持つ職業を選択する可能性が高い学部・学科の学生に対し、配偶者等暴力に関する講演会や研修等への参加を促すなどの啓発活動を行います。	○研修等への学生の参加について検討を行う	—	—			生活文化局
		○保健所や保健センターの職務関係者に対し、配偶者等暴力に関する研修等を実施します。	○職務関係者研修（医療関係者対象）の開催（開催回数：1回、定員：80名）	569	569			生活文化局
	③学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	○配偶者暴力がある家庭では子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用し、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化 ○対象となるケースについて随時対応	1,232	1,248			生活文化局
		○各学校、幼稚園、保育所等に対して、配偶者等暴力に関するパンフレットの配布や、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」や「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」を活用して情報提供を行います。また、必要に応じて、児童館や学童クラブなど子供が通う施設に対しても情報提供を行います。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用し情報提供 ○児童館、学童クラブ等に対する配偶者暴力に関する情報提供 ○職務関係者研修（テーマ：配偶者暴力（DV）と子供〜気づきと支援のために〜）の開催（開催回数：1回、定員：150名） ○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」の内容を支援者以外にも分かり易くまとめた「ハンドブック」を改定し、被害者を発見する可能性のある保育所等へ配布することで、被害者の早期発見に繋げる。	2,694	2,298			生活文化局
		○各学校、幼稚園、保育所等の関係者に対して、早期発見や適切な対応についての研修を行います。	○職務関係者研修（教職員対象）の開催（開催回数：1回、テーマ：交際相手からの暴力「デートDV」～教育現場で早く気づき、適切に対応するには～、定員：150名） ○職務関係者研修（テーマ：配偶者暴力（DV）と子供〜気づきと支援のために〜）の開催（開催回数：1回、定員：150名）	569	569			生活文化局
	④民生委員・児童委員への研修の実施	○配偶者等暴力についての社会的関心を高めるため、地域において見守りの中心となる民生委員・児童委員に対し、様々な機会を活用して配偶者暴力に関する情報を提供します。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用した情報提供	1,232	1,248			生活文化局
		○身近な地域での早期発見や支援を促すため、民生委員・児童委員等が暴力を発見した際に適切な対応が取れるよう、民生委員・児童委員等を対象とした研修を実施します。	○職務関係者研修（民生・児童委員対象）の開催（開催回数：1回、テーマ：配偶者暴力被害者支援のための基礎知識、定員：100名）	569	569			生活文化局
	①配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	○東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。	○東京ウィメンズプラザの運営	38,623	38,623			生活文化局
		○一般相談のほか、弁護士、医師、心理職員等による専門相談等、体制の充実を図り、それぞれの被害者に応じた適切な情報を提供します。	○年末年始を除く毎日9時から21時まで一般相談の実施 ○法律相談（一般・DV 各毎月4回） ○精神科医相談（毎月2回） ○児童精神科医相談（毎月2回）	38,623	38,623			生活文化局
		○男性被害者に対して電話相談だけでなく、面接相談を実施します。	○男性のための悩み相談（電話相談：毎週月曜、水曜17:00～20:00、面接相談：毎週水曜19:00～20:00）を実施し、自立支援のための情報提供を実施	4,978	4,882			生活文化局
		○被害者への切れ目ない支援を行うため、関係機関との連携を強化します。	○関係機関と連携をしながら相談業務を行っており、さらに配偶者暴力対策連携部会及び配偶者暴力相談支援センター連携会議において連携の強化を図る	—	—			生活文化局

様式1-2 女性活躍推進関連施策現況調査票(既存・東京都配偶者暴力対策基本計画事業)

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	事業費			再掲	所管局
		○複雑・多様化する相談に適切に対応するため、区市町村も含めた相談員に対する外部専門家によるスーパーバイズを充実させます。	○ウィメンズプラザ相談員スーパーバイズ 毎月1回 ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回	440	440			生活文化局
		○複雑・多様化する相談に適切に対応するため、支援関係機関の調整を行うことのできる職員・専門員を育成します。	○支援関係機関の調整能力の向上のため、関連する研修等を積極的に活用	—	—			生活文化局
		○区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。	○相談員向け研修において、相談対応に関する講義を実施して情報共有を図る ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回	440	440			生活文化局
		○交際相手からの暴力の被害者に対し、若年層がより相談しやすい方策について検討します。	○「ネット支援室」を活用して若年層への相談窓口情報の周知を行う。 ○若年層が相談しやすい方策について検討する。	1,501	1,501			生活文化局
	②インターネットによる情報の提供	○ 東京ウィメンズプラザホームページ「配偶者暴力・交際相手暴力対策被害者ネット支援室」など、インターネットによる情報提供の充実を図ります。	○ウィメンズプラザホームページにおいて、ネット支援室をはじめ、主催事業等の情報提供を実施	1,501	1,501			生活文化局
	③被害者支援基本プログラムの活用	○都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」について、支援の実情や新たな制度、関係機関などの社会資源等を反映した改定を行います。	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に2,000部配布 ○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」の内容を支援者以外にも分かり易くまとめた「ハンドブック」を改定し、被害者を発見する可能性のある保育所等へ配布することで、被害者の早期発見に繋げる。	893	481			生活文化局
	④都の配偶者暴力相談支援センターの中核としての機能の充実	○区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。(再掲)	基本目標2(1)の① 参照	440	440		再掲	生活文化局
		○東京都配偶者暴力相談支援センター連携会議等を通じて、都内の支援センター同士の連携を図ります。	○ 東京都配偶者暴力相談支援センター連携会議 年2回実施 ○ 窓口通信の発行による情報提供 年3回	—	—			生活文化局
	②区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援	○区市町村の相談員等の資質向上を図るため、相談員養成研修を充実させます。	○相談員養成講座の開催(開催回数:2回 テーマ:「相談員・職員のための基礎講座」「相談員・職員のための実践講座」) ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回	1,329	1,329			生活文化局
		○区市町村における配偶者等暴力被害者の支援体制の中核となる人材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象とした、支援のための総合的な知識や技術に関する研修を充実させます。	○コーディネート研修の開催(開催回数:2回 テーマ:配偶者暴力被害者支援のためのコーディネート研修)	287	287			生活文化局
		○「区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口」において、支援センター運営に必要な情報等を提供し、機能整備を進める区市町村に技術的支援を行います。	○区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口において、区市町村への技術的支援を行う。 ○相談業務の中で随時、区市町村に対して技術的支援を行う。 ○区市町村を訪問し、実態・課題を踏まえて機能整備に向けた助言	—	—			生活文化局
		○区市町村を訪問し、機能整備に向けた助言を行うことにより、支援センター機能整備を促します。	○区市町村を訪問し、実態・課題を踏まえて機能整備に向けた助言(出前講座と合わせて20区市町村を訪問)	—	—			生活文化局
		○相談・支援体制が不十分な区市町村に対して、出前講座等を行い、体制強化を支援します。	○区市町村聞き取り調査と合わせて20区市町村を訪問	—	—			生活文化局

様式1-2 女性活躍推進関連施策現況調査票(既存・東京都配偶者暴力対策基本計画事業)

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	事業費			再掲	所管局
		○外国人被害者の相談及び自立支援に必要な人材養成を、民間団体と連携して進めます。	○外国人被害者支援を含めた民間団体の人材養成に係る研修の開催（開催回数：2回、定員60名）	198	198			生活文化局
		○養成した外国人被害者支援のための通訳人材を、区市町村からの依頼に基づき派遣します。	○区市町村へ通訳者を派遣するDV通訳者派遣事業を実施（登録者51名、12言語）	629	629			生活文化局
		○外国人被害者の相談に対応する際に窓口職員が活用できるように、区市町村向けに作成した相談シートの活用を促します。	○24年度に作成の相談シートを引き続き利用	—	—			生活文化局
		○東京ウィメンズプラザのホームページに外国人相談窓口の情報を掲載し、窓口の周知を図ります。	○東京ウィメンズプラザのホームページに英語・中国語・韓国語の3か国語で、外国人相談窓口情報一覧を掲載 ○東京ウィメンズプラザのパンフレットにも3か国語で外国人への情報を掲載	1,501	1,501			生活文化局
	②障害のある被害者や高齢の被害者等への対応	○障害のある被害者や高齢の被害者に対し適切な支援が行えるよう、区市町村等職員に対する研修等を実施します。	○高齢の被害者または心身に障害のある被害者に対応する職員を対象とした研修を実施（開催回数：1回、テーマ：高齢者間DVまたは障害を持つDV被害者への対応、定員：80名）	569	569			生活文化局
		○被害者が障害者である場合は、障害の種類や程度など被害者の状況に応じて、障害者相談支援機能との連携を図り、適切な支援につなげます。	○対象となるケースについて随時対応	—	—			生活文化局
		○被害者が高齢者である場合は、高齢者虐待相談窓口と連携を図り、適切な支援につなげます。	○対象となるケースについて随時対応	—	—			生活文化局
	④男性被害者への対応	○男性被害者に対して電話相談だけでなく、面接相談も実施するとともに、都に寄せられた男性被害者からの相談内容について分析を行います。	○男性の面接相談実施 毎週1回 ○男性被害者からの相談の分析を実施	4,978	4,882			生活文化局
	⑤多様化する相談等への対応	○区市町村の相談員の資質向上を図るため、相談員養成研修を充実させます。（再掲）	基本目標2（2）の② 参照	1,329	1,329		再掲	生活文化局
		○複雑・多様化する相談に適切に対応するため、区市町村も含めた相談員に対する外部専門家によるスーパーバイズを充実させます。（再掲）	基本目標2（1）の① 参照	440	440		再掲	生活文化局
		○複雑・多様化する相談に適切に対応するため、支援関係機関の調整を行うことのできる職員・専門員を育成します。（再掲）	基本目標2（1）の① 参照	—	—		再掲	生活文化局
		○潜在的被害者が相談につながるよう、相談窓口の更なる周知方法について検討します。	周知方法について検討	—	—			生活文化局
	②学校・幼稚園・保育所等との連携の強化	○教員・保育士等を対象とした配偶者暴力対策の研修の充実を図ります。	○職務関係者研修（教職員対象）の開催（開催回数：1回、テーマ：SNSやネット上のトラブルから見る交際相手からの暴力（デートDV）、定員：150名）	569	569			生活文化局
		○学校・幼稚園・保育所等と連携し、保護命令の対象となる子供の安全の確保と情報管理の徹底を図ります。	○対象となるケースについて随時対応	—	—			生活文化局
		○保護命令の対象となる子供に対しては、相談窓口と学校、児童相談所等の各関係機関が連携しながら、状況に応じて様々な子供のケアと安全確保を図ります。	○対象となるケースについて随時対応	—	—			生活文化局
	③加害者対応	○職務関係者研修など、各種研修の中で、加害者対応についても、取り上げます。	○職務関係者研修で加害者対応に関する講義を実施	569	569			生活文化局

様式1-2 女性活躍推進関連施策現況調査票(既存・東京都配偶者暴力対策基本計画事業)

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	事業費			再掲	所管局
		○被害者に直接対応する可能性のある支援者が加害者に対応する場合に留意すべき事項等について検討を行い、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」や「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」に、加害者対応の項目を加えるなど改定を行い、両プログラムの周知を図ります。	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に2,000部配布	—	—			生活文化局
		○男性の悩み相談の中で男性加害者からの相談を受け付けるとともに、適切な対応が取れるよう加害者からの相談内容の分析を行います。	○ 男性相談の中で男性加害者からの相談も受付 ○ 男性加害者からの相談の分析を実施	4,978	4,882			生活文化局
	①総合的な被害者支援のための質の充実	○都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」について、支援の実情や新たな社会資源等を反映した改定を行います。(再掲)	基本目標2(1)の③ 参照	893	481		再掲	生活文化局
		○ 被害者が身近な地域で、一元的に支援を受けることができるよう、区市町村の配偶者暴力相談支援センター機能整備促進のための技術的支援を行います。	○各区市町村を訪問し、区市町村の配偶者暴力相談支援センター機能整備促進のための助言・指導等を実施	—	—			生活文化局
	②配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充	○被害者の意思を尊重しながら、状況に応じてニーズを的確に把握し、必要な情報提供を行うとともに、区市町村・各機関が行う支援に適切につなげていきます。	○相談業務の中で区市町村・各機関への支援に適切につなげる。	—	—			生活文化局
		○被害者が自立のために必要とする心理的サポートやニーズを踏まえて、自立支援講座等を充実させます。	○自立支援講座の実施 48回	1,701	1,701			生活文化局
		○孤立しがちな被害者の心の立ち直りに効果がある、自助グループやサポートグループ※に活動場所を提供し、連携しながら被害者への支援を行います。 (※カウンセラー等の専門的な知識を持つ人や配偶者暴力の被害経験を持つ人たちが、被害者の支援を行うためのグループ)	○自助グループ3団体への教室の提供 36回	—	—			生活文化局
		○被害者の心理的サポートのために行うグループ活動等について、複数の民間団体が連携して行う取組を支援します。	○民間団体の取組について、区市町村への周知等に協力する。 ○DV防止等民間活動助成事業の活用を促す等、民間団体の取組を支援する。	—	—			生活文化局
		○区市町村に対して、民間団体の支援情報等を提供するなどにより、被害者に対する支援の充実のための民間団体との連携を促します。	○民間団体の取組について、区市町村への周知等に協力する。 ○DV防止等民間活動助成事業の活用を促す等、民間団体による同行支援の取組を支援する。	—	—			生活文化局
		○ 区市町村が配偶者暴力相談支援センター機能を整備する場合に、併せて地域における自立支援機能の拡充を働きかけます。	○区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口等を通じて「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」を活用した情報提供、働きかけを行う ○区市町村を訪問し、実態・課題を踏まえて機能整備に向けた助言	—	—			生活文化局
		③福祉事務所等との連携強化	○ 地域において被害者の自立支援に重要な役割を担う福祉事務所との連携を強化するとともに、区市町村の子供家庭支援センターや児童相談所等関係機関同士の協力的体制づくりを進めています。	○ネットワーク会議等を活用した連携強化、関係機関同士の協力的体制づくりを推進 ○相談業務の中で福祉事務所、児童相談所等と連携	1,232	1,248		
	○配偶者暴力相談支援センター等の相談機関は、東京都ひとり親家庭支援センター等と連携し、被害者に必要な情報提供を行います。		○相談業務の中で実施	—	—			生活文化局

様式1-2 女性活躍推進関連施策現況調査票(既存・東京都配偶者暴力対策基本計画事業)

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	事業費			再掲	所管局
		○配偶者暴力相談支援センター等各支援機関においては、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等の制限についての正しい情報提供を行い、被害者の安全確保のための情報の保護を徹底します。	○相談業務の中で情報提供を行うとともに、閲覧制限に必要な証明書を発行	—	—			生活文化局
②	医療保険に関する適切な情報提供	○被扶養者であった被害者が、避難したことにより、扶養者との生計維持関係がなくなった場合の医療保険手続については、適切な支援を行うことができるよう、区市町村等支援機関に対して制度等の周知を徹底します。	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に2,000部配布	—	—			生活文化局
		○配偶者暴力相談支援センター等各関係機関においては、被害者に対し医療保険に関する適切な情報提供を行います。	○相談業務の中で情報提供を行うとともに、支援措置に必要な証明書を発行	—	—			生活文化局
		○被害者の安全確保の観点から、健康保険組合等の保険者に対しても、変更等に伴う各種手続について適切な対応が取られるよう、協力を依頼していきます。	○相談業務の中で実施	—	—			生活文化局
		○配偶者からの暴力によるけが等第三者行為による傷病についても、保険診療できるなどの情報について周知し、適切な対応を求めています。	○医療関係者向けDV対応マニュアル、シートを改定し、医療機関へ配布 ○医師会等を通じて医療機関に周知を図る ○職務関係者研修（医療関係者向け）における情報提供	1,462	1,050			生活文化局
③	年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供	○国民年金、介護保険、税務、選挙管理等住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行うものについて、被害者の情報の保護及びその管理について区市町村に適切な対応を促します。	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に2,000部配布	—	—			生活文化局
		○配偶者暴力相談支援センター等各関係機関においては、被害者に対し、年金に関する必要な手続や、住所等の秘密の保持に配慮した取扱い等、各種制度に関する適切な情報提供を行います。	○相談業務の中で情報提供を行うとともに、支援措置に必要な証明書を発行	—	—			生活文化局
		○配偶者暴力相談支援センターは、住民票の記載がなされていない被害者であっても、居住地において介護保険法及び障害者自立支援法に基づく各種サービス等を受けることが可能であることなど、事案に応じて可能なサービス等の情報提供を行います。	○相談業務の中で実施	—	—			生活文化局
④	就学の支援	○都の配偶者暴力相談支援センター及び区市町村の関係機関との連携を図ります。	○相談業務の中で連携するとともに、連携部会において就学支援について検討	—	—			生活文化局
⑤	学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等(再掲)	○配偶者暴力がある家庭では子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。(再掲)	基本目標1(2)の③ 参照	1,232	1,248		再掲	生活文化局
		○各学校、幼稚園、保育所等に対して、配偶者等暴力に関するパンフレットを配布したり、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」や「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」を活用して情報提供を行います。また、必要に応じて、児童館や学童クラブなど子供が通う施設に対しても情報提供を行います。(再掲)	基本目標1(2)の③ 参照	2,694	2,282		再掲	生活文化局

様式1-2 女性活躍推進関連施策現況調査票(既存・東京都配偶者暴力対策基本計画事業)

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	事業費			再掲	所管局
		○各学校、幼稚園、保育所等の関係者に対して、早期発見や適切な対応についての研修を行います。(再掲)	基本目標1(2)の③ 参照	569	569		再掲	生活文化局
⑥	自助グループへの参加支援	○被害者相互の支援を目的とした自助グループの活動に対し、会場の提供等の必要な支援を行います。	○自助グループ3団体への教室の提供 36回 (再掲)	1,701	1,701			生活文化局
		○参加を希望する被害者に対しては、安全確保に配慮しつつ、自助グループの紹介や情報提供を行います。	○相談業務の中で情報提供を行う。	—	—			生活文化局
		○閉じこもりがちになる被害者に対しても「居場所づくり」の視点で自助グループやサポートグループを紹介するなど、参加を促します。	○相談業務の中で自助グループやサポートグループを紹介するなど参加を促す。	—	—			生活文化局
⑦	配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援	○配偶者暴力相談支援センターにおいて、保護命令、離婚調停などの法的手続に関する情報提供を行うとともに、専門家による法律相談等を実施します。	○相談業務の中で情報提供を行うとともに、弁護士による法律相談を行う。(一般・DV 各毎月4回)	6,120	6,120			生活文化局
		○ 法的手続に関する更なる支援を希望する被害者に対して、法テラス(日本司法支援センター)等の機関の紹介や、東京の三弁護士会と連携した情報提供等を行います。	○相談業務の中で情報提供を行う。	—	—			生活文化局
		○東京ウィメンズプラザにおいて、マザーズハローワーク等との連携などにより、就労支援の取組を進めます。	○自立支援講座で就労支援をテーマにした講座を実施 4回 ○自立支援講座でマザーズハローワーク職員による講義を実施 1回	1,551	1,551			生活文化局
		○配偶者暴力相談支援センターでは、一時保護施設等の退所者に対する就職時の身元保証制度についての情報提供など、被害者に対し、就労に必要な情報を適切に提供します。	○相談業務の中で情報提供を行う。	—	—			生活文化局
③	東京ウィメンズプラザにおける就労支援	○被害者の就労に役立つパソコン技術の習得を支援するため、パソコン講座を実施します。	○パソコン講座 18回	—	—			生活文化局
		○自立支援講座における就労支援内容の充実や、マザーズハローワーク等との連携などにより、就労支援の取組を進めます。	○自立支援講座で就労支援をテーマにした講座を実施 4回 ○自立支援講座でマザーズハローワーク職員による講義を実施 1回 (再掲)	1,551	1,551			生活文化局
③	家賃債務保証制度に関する国への要望	○民間賃貸住宅への入居を希望する被害者に対して、一時保護施設等の退所者の場合、連帯保証制度が利用できることなど、適切な情報提供を行います。	○相談対象となるケースについて随時情報提供	—	—			生活文化局
		○民間賃貸住宅への入居を希望する被害者で、連帯保証人を見つけることが困難な場合に支援できるよう、全国共通な公的保証制度の創設について国等へ要望を行います。	○「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(住宅セーフティネット法)の改正により、これまで国に要望していた全国共通の公的保証制度が整備された。	—	—			生活文化局
①	子供のケア体制の徹底	○配偶者暴力相談支援センター、児童相談所及び区市町村の関係機関との連携を強化して、子供へのケア体制を充実させていきます。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用し、関係機関との連携を強化 ○対象となるケースについて関係機関と連携を図る	1,232	1,232			生活文化局
		○関係機関が共通の認識を持って対応するため、「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」を活用するとともに、内容の充実を図ります。	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に2,000部配布	—	—			生活文化局

様式1-2 女性活躍推進関連施策現況調査票(既存・東京都配偶者暴力対策基本計画事業)

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	事業費			再掲	所管局
		○児童相談所や子供家庭支援センターなど子供の支援関係者に対し、配偶者暴力に関する研修や情報提供を充実させます。	○職務関係者研修(テーマ:配偶者暴力(DV)と子供〜気づきと支援のために〜)の開催(開催回数:1回、定員:150名)	569	569			生活文化局
		○職務関係者に向けた研修の中で、面会交流が子供に与える影響等について情報提供を行います。	○職務関係者研修(テーマ:配偶者暴力(DV)と子供〜気づきと支援のために〜)を開催(開催回数:1回、定員:150名)し、面会交流に関する講義を実施して情報提供を図る	569	569			生活文化局
	④保護者とその子供に対する講座の実施	○ 配偶者暴力のある家庭で育った子供とその母親を対象に、心の傷の回復を側面から支援するため、遊びなども採り入れて親子や友達とのコミュニケーションの取り方などを継続的に学習してもらう講座を実施します。	○「子どもひろば」の実施 13回	707	707			生活文化局
	①都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進	○区市町村が、被害者やその家族にとって身近な相談窓口として、相談体制の整備・充実、緊急時の安全確保や、地域における継続的な自立支援等を行えるよう、配偶者暴力相談支援センターの機能整備に向けた働きかけを行います。	○「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」の活用 ○区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口において、区市町村への技術的支援を実施 ○相談業務の中で随時、区市町村に対して技術的支援を実施 ○区市町村を訪問し、実態・課題を踏まえて機能整備に向けた助言	—	—			生活文化局
		○区市町村に対し、被害者支援に関する助言や情報提供、相談員や職員の研修、被害者支援の調整を行う人材育成、関係機関との総合調整等を行います。	○相談員養成講座の開催(開催回数:2回 テーマ:「相談員・職員のための基礎講座」「相談員・職員のための実践講座」) ○コーディネーター研修の開催(開催回数:2回 テーマ:配偶者暴力被害者支援のためのコーディネーター研修) ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回 ○研修や説明会に参加しづらい区市町村に対して、出前講座を実施 ○日常の業務で対応	1,176	1,176			生活文化局
		○広域自治体として、都の配偶者暴力相談支援センターを中核に、専門的な相談も含めた相談対応の充実、一時保護の実施、職務関係者への研修等を行います。	○職務関係者研修の開催(開催回数:7回、テーマ:「配偶者暴力被害者支援」「交際相手からの暴力(デートDV)」ほか)	569	569			生活文化局
		○都と区市町村は、それぞれの役割に基づき、関係機関によるネットワークを形成し、相互に有機的な連携がとれる体制を強化していきます。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議等を活用した連携体制の強化 ○配偶者暴力対策連携部会の開催 年3回 ○配偶者暴力相談支援センター連携会議の開催 年2回	1,232	1,248			生活文化局
		○東京都配偶者暴力相談支援センター連携会議等を通じて、区市町村の支援センターとの連携を図ります。(再掲)	基本目標2(1)の④ 参照	—	—		再掲	生活文化局
	②区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定・改定支援	町村が配偶者暴力対策基本計画の策定に取り組むことができるよう、積極的に情報提供と助言などの支援を行います。	○配偶者暴力対策基本計画策定予定の区市町村に対し、事前の意見交換、助言等を実施	—	—			生活文化局
		○区市町村に対し、配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての情報提供や助言などの支援を行います。	○配偶者暴力対策基本計画改定予定の区市町村に対し、事前の意見交換、助言等を実施	—	—			生活文化局
	③区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援(再掲)	○ 区市町村の相談員等の資質向上を図るため、相談員養成研修を充実させます。(再掲)	基本目標2(2)の② 参照	1,329	1,329		再掲	生活文化局
		○ 区市町村における配偶者暴力等被害者の支援体制の中核となる人材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象とした、支援のための総合的な知識や技術に関する研修を充実させます。(再掲)	基本目標2(2)の② 参照	287	287		再掲	生活文化局

様式1-2 女性活躍推進関連施策現況調査票(既存・東京都配偶者暴力対策基本計画事業)

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	事業費			再掲	所管局
		○ 「区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口」において、支援センター運営に必要な情報等を提供し、機能整備を進める区市町村に技術的支援を行います。(再掲)	基本目標2(2)の② 参照	-	-		再掲	生活文化局
		○ 区市町村を訪問し、機能整備に向けた助言を行うことにより、支援センター機能整備を促します。(再掲)	基本目標2(2)の② 参照	-	-		再掲	生活文化局
		○ 相談・支援体制が不十分な区市町村に対して、出前講座等を行い、体制強化を支援します。(再掲)	基本目標2(2)の② 参照	-	-		再掲	生活文化局
	④配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の充実	○配偶者暴力対策ネットワーク会議を通じて、都及び区市町村の関係各機関、医療、司法、人権擁護団体、民間支援団体等の連携を強化し、広域的な被害者支援についての検討、地域によって差が生じない被害者支援ができる体制の強化を図ります。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議の開催 年2回 都計画等施策の推進を推進部会、区市町村を含む広域的な連携促進を連携部会が担当 ○構成の検討	1,232	1,248			生活文化局
		○推進部会を通じて、本計画の進捗状況を把握し、都における配偶者暴力対策の促進を図ります。	○推進部会の開催 年3回	1,232	1,248			生活文化局
		○連携部会を通じて、相談や自立支援の実務における課題を検討するなど、効果的な連携を進めます。	○配偶者暴力対策連携部会の開催 年3回(再掲) ○配偶者暴力相談支援センター連携会議の開催 年2回(再掲)	-	-			生活文化局
	⑤被害者支援基本プログラムの活用(再掲)	○都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」について、支援の実情や新たな社会資源等を反映した改定を行います。(再掲)	基本目標2(1)の③ 参照	893	481		再掲	生活文化局
	①民間団体との連携の促進	○民間団体等が自主的に行う配偶者暴力対策に関する事業に助成し、その活動を支援します。	○DV防止等民間活動助成事業の実施 (助成事業：1事業者に対し最高100万円、アドバイザー派遣：団体に対し、アドバイザーとして講師を派遣。) 連携コーディネーター事業の実施 (複数団体が連携して被害者支援事業を行う場合に、コーディネーター経費を助成。1事業に対し最高100万円)	13,236	18,636			生活文化局
		○民間団体等が複数団体が連携して行う配偶者暴力被害者支援事業に助成し、その活動を支援します。	○連携コーディネーター事業の実施 (複数団体が連携して被害者支援事業を行う場合に、コーディネーター経費を助成。1事業に対し最高100万円)	-	-			生活文化局
		○被害者支援において幅広い活動を行っている民間支援団体との情報交換を積極的に行います。	○配偶者暴力対策ネットワーク会議への民間団体への参加 ○配偶者暴力対策連携部会の開催 ○自立支援講座、子どもひろば、パソコン講座における協力団体との情報交換 ○NPO等支援団体との連携会議の開催	3,490	3,506			生活文化局
		○配偶者暴力相談支援センターが行う各種研修・講座の開催情報や、配偶者暴力対策に関する制度についての情報提供を細やかに進めます。	○職員向け研修：案内の送付 ○都民向け講座：案内の送付、ホームページ・メールマガジン・東京都広報等への掲載、プレス発表等	-	-			生活文化局
		○民間団体研修に、行政職員・相談員も参加することで、民間団体と行政の連携促進を目指します。	○民間団体向け研修の募集案内を男女平等参画施策担当職員及び男女平等参画センター職員・相談員、福祉事務所婦人相談員に送付 ○研修内に「情報交換会」の場を設け、民間団体と行政の連携を促進	-	-			生活文化局



様式1-2 女性活躍推進関連施策現況調査票(既存・東京都配偶者暴力対策基本計画事業)

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	事業費		再掲	所管局
	②配偶者暴力被害者支援民間人材の養成	○外国人被害者の相談及び自立支援に必要な人材養成を、民間団体と連携して進めます。(再掲)	基本目標2(3)の① 参照	198	198	再掲	生活文化局
		○民間団体との協力により養成した人材が積極的に活動できるよう、関係機関、民間団体と調整を行います。	○区市町村へ通訳者を派遣するDV通訳者派遣事業を実施	13,236	18,636		生活文化局
		○民間団体研修を開催し、民間団体のメンバーのスキルアップを図ります。	○民間団体向け研修を2回実施	140	140		生活文化局
①職務関係者研修の充実	○職務関係者の質的向上に資する研修について、被害者のニーズに応じたテーマや対象を拡大して、一層充実させていきます。	○職務関係者研修について、ニーズや現状を踏まえてテーマや対象を設定し実施(開催回数:7回、テーマ:「配偶者暴力被害者支援」「交際相手からの暴力(デートDV)」ほか) ○区市町村における研修用DVDの活用の働きかけ。		569	569		生活文化局
		○区市町村における配偶者暴力被害者の支援体制の中核となる人材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象とした、支援のための総合的な知識や技術に関する研修を充実させます。	○コーディネート研修の開催(開催回数:2回 テーマ:配偶者暴力被害者支援のためのコーディネート研修)	287	287		生活文化局
		○相談員等が代理受傷等によるバーンアウトに陥らないよう、相談員に対する研修の充実やピアカウンセリング※等を行います。 (※相談員同士など同じ立場の人同士が話を聞き合うこと)	○相談員養成講座の開催(開催回数:2回 テーマ:「相談員・職員のための基礎講座」「相談員・職員のための実践講座」) ○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回 ○ウィメンズプラザ相談員スーパーバイズ(毎月1回) ○相談員ケースカンファレンス(毎月1回)等で実施	1,329	1,329		生活文化局
		○相談員の資格の認定など支援者の専門的能力の適正な評価に向けて、機会を捉えて国に働きかけます。	○国における検討状況等の情報収集	-	-		生活文化局
②配偶者暴力被害者支援民間人材の養成(再掲)	○外国人被害者の相談及び自立支援に必要な人材養成を、民間団体と連携して進めます。(再掲)	基本目標2(3)の① 参照	198	198	再掲	生活文化局	
		○民間団体との協力により養成した人材が積極的に活動できるよう、関係機関、民間団体と調整を行います。(再掲)	基本目標5(2)の② 参照	13,236	18,636	再掲	生活文化局
		○民間団体研修を開催し、民間団体のメンバーのスキルアップを図ります。(再掲)	基本目標5(2)の② 参照	140	140	再掲	生活文化局
①二次被害防止のための研修の充実	○配偶者等暴力の深刻さを十分に認識しないまま、不適切な対応を行わないよう、職務関係者はもちろん、区市町村における全ての窓口対応に当たる職員を対象として、二次被害防止のための研修を実施します。	○職務関係者研修の開催(基礎研修(2回))	569	569		生活文化局	
		○警察や司法関係者なども含めた支援関係機関、民間団体に対しても研修への参加を促すほか、各団体での研修等への取組を働きかけます。	○職務関係者研修のうち、基礎研修(2回)への参加について周知を図る。	569	569		生活文化局
②相談機関における苦情処理担当の設置と手順の明確化	○被害者の苦情に対して適切な対応がとれるよう、苦情処理担当への研修等を実施します。	○職務関係者研修の開催(基礎研修(2回))	569	569		生活文化局	

様式1-2 女性活躍推進関連施策現況調査票(既存・東京都配偶者暴力対策基本計画事業)

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	事業費			再掲	所管局
		○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の周知を図る中で、苦情処理についても周知を図ります。	○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム 改定版」を配布し、活用を促す。 都内区市町村を含む関係機関に2,000部配布	—	—			生活文化局
	①配偶者暴力被害に関する調査研究	○都における相談事例の分析など、定期的に配偶者等暴力の被害や自立支援に関する実態の把握を行います。	○男女平等参画施策に係る年次報告を作成し、配偶者暴力の状況について実態把握 ○相談統計システムを活用し相談内容の分析を行う	—	—			生活文化局
		○基本計画の次期改定に向けて、被害者や関係機関に対する実態調査を行います。	調査項目の検討	—	4,838			生活文化局
	②加害者対策のあり方検討	○国における加害者対策等に関する情報及び研究成果や民間団体が実施する加害者更生のための取組に関する情報の収集を行うとともに、都の相談等に寄せられた加害者からの相談内容の分析を行います。	○「男性のための悩み相談」の相談内容分析	—	—			生活文化局
		○国の加害者更生及び加害者対策等の動向を見据え、加害者更生プログラムの司法制度における位置付けを明確にすることなど、必要な法制度を整えるよう、国に要望していきます。	○配偶者暴力の防止と被害者の保護の観点から、必要な法整備も含めた実効性ある加害者対策について検討を行うよう、国に要望	—	—			生活文化局
		○東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。(再掲)	領域IV 基本目標2(1)の① 参照	38,623	38,623		再掲	生活文化局
		○区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。(再掲)	領域IV 基本目標2(1)の① 参照	440	440		再掲	生活文化局
		○区市町村の相談員等に向けた研修に、性暴力に関する相談を受けるに当たっての留意点等を加え、被害者支援の一層の充実を図ります。	○性暴力被害者支援のための研修を実施	440	440			生活文化局
		○若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。(再掲)	領域IV 基本目標1(1)の④ 参照	893	481		再掲	生活文化局
	②都における普及・啓発	○東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。(再掲)	領域IV 基本目標2(1)の① 参照	38,623	38,623		再掲	生活文化局
		○区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。(再掲)	領域IV 基本目標2(1)の① 参照	440	440		再掲	生活文化局
		○若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。(再掲)	領域IV 基本目標1(1)の④ 参照	893	481		再掲	生活文化局
		○東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、相談に応じます。(再掲)	領域IV 基本目標2(1)の① 参照	38,623	38,623		再掲	生活文化局
		○区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。(再掲)	領域IV 基本目標2(1)の① 参照	440	440		再掲	生活文化局
		②被害者への支援等	○東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じます。(再掲)	領域IV 基本目標2(1)の① 参照	38,623	38,623		再掲

様式1-2 女性活躍推進関連施策現況調査票(既存・東京都配偶者暴力対策基本計画事業)

No.	事業名	事業概要	平成31年度事業規模	事業費			再掲	所管局
		○区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。(再掲)	領域IV 基本目標2(1)の① 参照	440	440		再掲	生活文化局
		○若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。(再掲)	領域IV 基本目標1(1)の④ 参照	893	481		再掲	生活文化局

## 東京都男女平等参画推進総合計画 平成30年度数値目標達成状況

目標項目	現状（28. 8. 1 現在）	33年度目標	30年度達成状況
区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備団体数	12団体	20団体	15団体

目標項目	年間目標	30年度達成状況
配偶者暴力相談支援センター整備促進等に向けて、訪問して働きかけを行う区市町村数	20団体	24団体